

各行政分野の課題と対応

(持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書(令和7年6月)抜粋)

目次

各行政分野における課題等（介護保険）	1
（国民健康保険等）	5
（老人福祉施設）	8
（保育）	10
（教育）	14
（インフラ管理）	17
（上下水道）	21
（鳥獣被害対策）	24
（地球温暖化対策）	26
（消費者行政）	28
各行政分野における課題等を踏まえた検討	31

国・都道府県・市町村の主な役割分担(介護保険)

○ 国は全国共通の基準や方針を作成。都道府県は市町村業務に係る協力や調整等、事業者等(地域密着型サービス事業者等を除く。)の指定等を実施。**市町村は、要介護者等の認定、地域密着型サービス事業者等の指定等、介護報酬の支払い、介護予防事業など幅広い業務を担っている。**

	計画策定	保険財政	要介護・要支援認定		③介護サービス等の提供事業者関係	④介護予防等
			①認定調査等	②介護認定審査会		
国	・基本指針の策定	・介護給付費・財政安定化基金の国庫負担	・調査基準の策定	・審査基準の策定	・介護報酬の算定基準の策定 ・介護報酬の区分支給限度基準額の決定 ・介護サービス事業者の命令等	・介護予防・日常生活支援事業の実施指針の策定 ・地域支援事業実施要綱の制定
都道府県	・都道府県介護保険事業計画の策定	・財政安定化基金の設置・運営 ・国民健康保険団体連合会の監督	・市町村が行う認定業務に係る必要な協力・援助	・市町村による介護認定審査会の共同設置に係る調整・助言 ・都道府県介護認定審査会の設置(市町村から委託されている場合)	・ 居宅介護サービス事業者の指定等 ・ 介護保険施設の指定又は開設許可等 ・ケアマネジャーの登録(登録・消除、登録試験の実施等)等	・市町村が行う地域支援事業に関する情報提供・支援
市町村	・市町村介護保険事業計画の策定	・保険料の設定、賦課・徴収	・ 要介護者・要支援者の認定調査	・ 介護認定審査会の設置・運営	・ 地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者の指定等 ・ 介護報酬の支払い	・地域支援事業 …介護予防・日常生活支援総合事業の実施 (サービス・活動事業、一般介護予防事業) …包括的支援事業の実施 (地域包括支援センター設置・運営等) …任意事業の実施 (介護給付適正化事業(ケアプランの点検等)等)

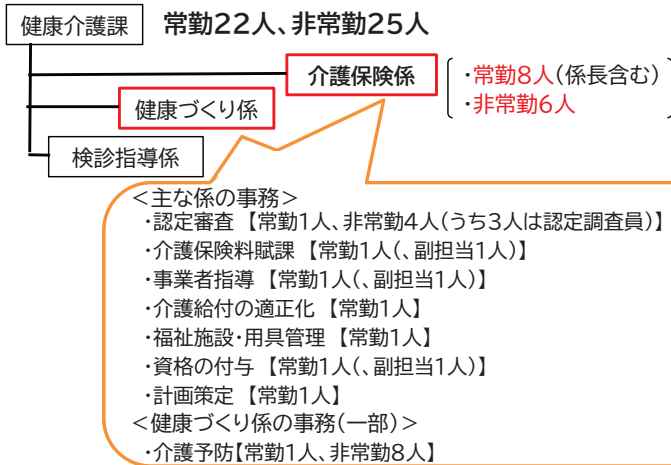
※**地域密着型サービス**:要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(24時間地域巡回型訪問サービス)、小規模多機能型居宅介護(通い・泊まり・訪問の組み合わせ)など、**身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型**。原則として当該市町村の住民のみが利用可能。

※**介護給付適正化事業**:受給者が真に必要なサービスを、事業者が過不足なく適切に提供していること等を確認するために実施するもの。

市町村の事務処理体制(介護保険)

- 人口5万人規模の市では、認定審査、保険料賦課、事業者指導など各業務をそれぞれ**常勤職員1人**で対応している状況が見られる(認定調査については、**認定調査員(非常勤)**を確保し実施)。
- 人口1,500人規模の小規模町村では、**介護保険関連業務の全てを常勤職員1人のみで担当している**。認定調査を外部委託しているほか、**介護認定審査会の設置・運営を広域連合により共同処理している状況**が見られる。

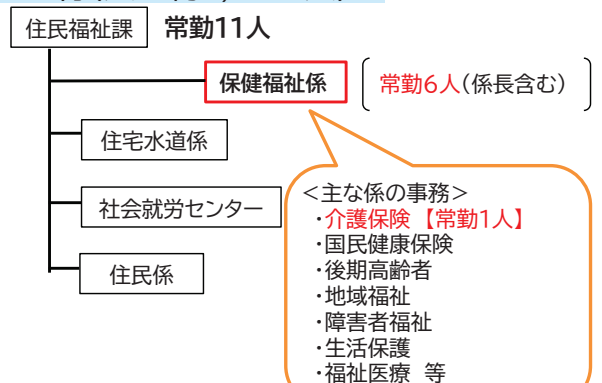
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 要介護者数:1,906人、要支援者数:535人、事業所数:78か所
- ケアマネジャー資格保有者を認定調査員として任用。年間調査数は1,200~1,300人、1人当たり所要時間は約1時間
- 介護認定審査会は4合議体(委員各5人)を設置しA市として週2回開催
- ケアプラン点検は専門知識を有する者のいる**市外事業者へ委託**(市内に委託先がない)
- 介護予防は地域が主体で実施し、そのサポートを行う。一部委託により対応
- ※ 担当者の所感としては、単純に**業務量が多く(電話・窓口対応は一人当たり毎日2時間)、目の前の事務の処理に追われている**状況。

<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 要介護者:82人、要支援者:16人、事業所数:3か所
- 認定調査は社会福祉協議会に委託。年間調査数は20人程度、1人当たり所要時間は約1時間
- **介護認定審査会の設置・運営は、広域連合**(15市町村で構成)において実施(週2回、10人程度の委員で審査会を開催)
- ケアプラン点検は著しい誤りがないか目を通す程度で実施
- 介護予防は地域が主体的に実施、必要に応じて事業者へ委託

業務の概況と課題(介護保険)

①要介護認定(認定調査等)

- 高齢化の進行により、認定申請数が増加。調査票の作成、事業者・住民からの電話対応のほか、医師や事業者とのやり取りなど**各業務の量が多く負担**となっており、デジタル技術を活用している例もある。一方、**身体機能・認知機能等の調査については、居宅訪問により対面で確認する必要がある**。
- 専門知識を有する**認定調査員の応募が少なく、確保が困難**となっている。

【業務の概況等】

- 調査員が**居宅訪問**の上、**本人・家族からの聞き取り等**を実施し、**身体機能・起居動作、生活機能、認知機能等について調査**。調査票を作成した上で、**主治医に意見書提出を依頼**。また、サービス利用者の認定情報を必要とする**事業者からの開示請求にも対応**。
- 調査には専門知識が必要なため、一般的に**ケアマネジャーの資格**を有する者が実施。また、**事業者への委託**を行っている市町村も見られる。
- 要介護(支援)認定者数は全国的に増加しており、制度開始時(平成12年)と比較して**2.7倍**となっている。
- 申請から決定までは30日以内と法定されているが、**全国的に超過**が見られる。(全国平均40.2日、超過団体数1,638団体)
- 調査員を**募集し続けているが、なかなか集まらない状況**。[一般市:約10万人]

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 広域化することでスケールメリットが生じており、調査員35人の**確保に支障は生じていない**。[広域連合(人口計35万人)]

<デジタルの活用>

※厚労省において、全国共通システム(介護情報基盤)の整備を予定している(次ページ参照)。

- タブレットとクラウドシステムを導入し、**現場での調査票作成が可能**に。[前橋市]
- **認定審査の進捗状況をWEB上で閲覧できる仕組みの構築**、事業者からの認定情報開示請求のオンライン化 [鶴ヶ島市、東大和市]

【課題解決が進まない理由・現状】

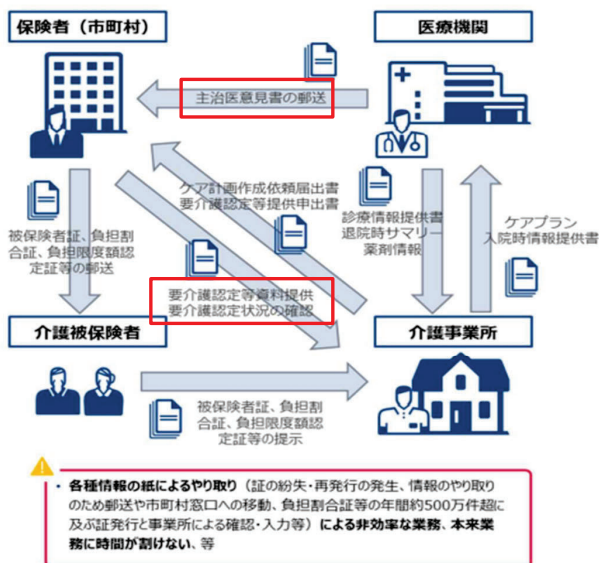
- 認定調査事務を**共同処理しているのは全国で36件、171団体**にとどまる。
- 人手が足りず、**共同処理について他団体と検討する余裕や、デジタルツールの導入を検討する余裕がない**。[町村:1万人未満]
- **デジタルツールは認定業務の一部分への導入に限られ**、認定業務全体としては効率化されたとはいえない。[中核市:約30万人]
- 受託事業者も複数の地方公共団体から受託を受けており、**受けられる業務量に限界がある状況**。[一般市:約10万人]

介護情報を集約するシステムの整備

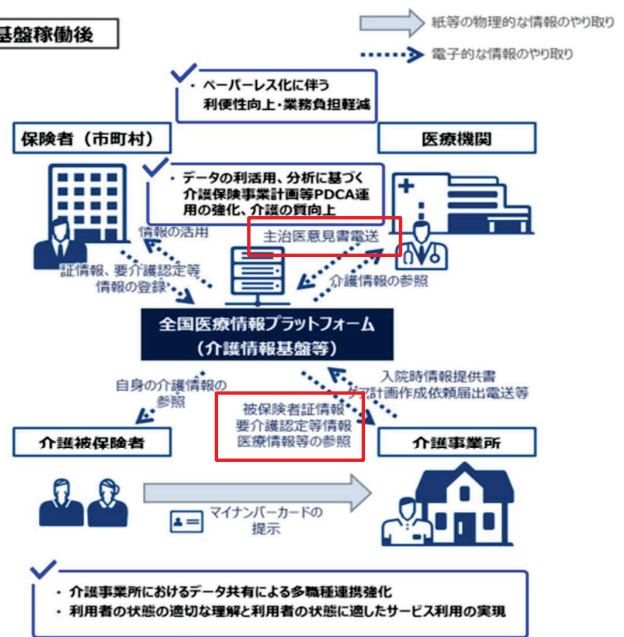
介護情報基盤の整備(厚生労働省において実施)

- 情報を集約し、介護サービス利用者、地方公共団体、事業者、医療機関による閲覧を可能とするもので、全国医療情報プラットフォームを構成するもの。令和8年4月の運用開始を目指して調整が行われている。

現在



基盤稼働後



(備考) 社会保障審議会介護保険部会(第113回)令和6年7月8日「資料1介護情報基盤について」から抜粋・加工

介護情報基盤上で主治医意見書を確認できるとともに、事業者からの認定の進捗状況の問合せ電話や認定情報の開示請求といった対応が不要となるなど、業務の効率化が図られる。

業務の概況と課題(介護保険)

②要介護認定(介護認定審査会)

- 医師、看護師、保健師、介護福祉士などの**委員の確保が困難**となっている。
- 一定規模以上の市町村では審査件数が多く、高頻度で開催しているため、**資料の準備等が負担**となっている。
- 半数以上の市町村(1,063団体)で介護認定審査会事務の共同処理が行われている。

【業務の概況等】

- 法律に基づき、委員は保健・医療・福祉の学識経験者から市町村長が任命。
- 調査票、主治医意見書を踏まえ、コンピュータによる一次判定、認定審査会による二次判定を実施して認定、通知。
- 地域の医師会などの**職能団体や個人に直接依頼**し、委員を確保。[一般市:約5万人]
- 10合議体(委員各4名)により**月10回程度開催。夜間の開催が多い**。[一般市:約10万人] ※委員数は5人を標準として条例で定める数との旨が政令に規定されている。
- 会計年度任用職員5名(週3勤務)が**資料作成の準備等に専任**。[一般市:約10万人]

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 介護認定審査会事務を**共同処理しているのは全国で297件、1,063団体**で他の介護保険業務より多い。
- 広域で委員の依頼を打診することができ、19合議体の計95名の**委員の確保に支障は生じていない**。[広域連合(人口計40万人)]

<デジタルの活用>

- **タブレット・オンライン会議システム**の活用により、**ペーパーレス・リモートで開催が可能**に。[常総市]

<事務の簡素化>

- 委員に対して事前に資料を共有して意見提出を依頼し、**意見が割れた案件のみを集中的に審議**する形式とすることで、介護認定審査会の開催時間を短縮(1回当たり1時間から15分程度に)。[鶴ヶ島市]
- 一次判定結果が前回の認定結果と同一である等の要件を満たす更新申請者については、**介護認定審査会で一括審査**することとし、審査を簡素化。[大川市]

【課題解決が進まない理由】

- 業務が忙しく、**共同処理について他団体と検討する余裕や、デジタルツールの導入を検討する余裕がない**。[一般市:約10万人]

業務の概況と課題(介護保険)

③介護サービス等の提供事業者関係(運営指導等)

- 中規模市町村では、事業者の**運営指導にかけられる時間が限られる**とともに、**指導の機会が少ない**ことから、**ノウハウが蓄積されにくい**状況。小規模市町村では**運営指導自体が実施できていない**状況が見られる。
- 指定市町村事務受託法人※に運営指導を委託している市町村もあるが、当該**法人が近隣に存在しない**ことが多い。

※ 都道府県が指定する法人(事業者に対する文書提出の求めや質問、照会等の業務(=運営指導)を受託できる法人で、9都府県にのみ存在(独法)福祉医療機構のホームページより)

【業務の概況等】

- 地域密着型サービス事業者等については、指定権者である市町村が、厚労省が示すマニュアルに基づき、事業所に対して毎年度計画的に**運営指導**を実施。また、不正が疑われる場合は監査を実施。
- 地域密着型サービス事業者等以外の事業者については、指定権者である都道府県が運営指導等を実施。
- 域内の事業所数は20~30か所であり、指定の有効期間(6年)の間に一度は運営指導を行うことができるよう**年間3,4か所程度の事業所を訪問して運営指導**。[一般市:約5万人]
- 域内の事業所数は6か所、**人手が足りず、事業所を訪問しての運営指導はできていない**。[町村:1万人未満]
- 事業者から請求される介護報酬に関する事務は、各都道府県の国保連に委託。

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 広域で運営指導を実施することにより、**一定の指導機会を確保でき、ノウハウが蓄積**できている。[一部事務組合(人口計10万人)]

<都道府県による支援>

- 都道府県が事業者に対して運営指導を実施する際に、同行して**運営指導の方法を共有**してもらっている。[裾野市]

<事業者への委託>

- 指定市町村事務受託法人に**運営指導を委託**することにより、職員の事務負担を軽減。[伊勢原市]

【課題解決が進まない理由・現状】

- 地域密着型サービス事業者の指定・運営指導等を**共同処理しているのは全国で34件、199団体**にとどまる。
- 業務が忙しく、**共同処理について他団体と検討する余裕がない**。[一般市:約10万人]
- 先行する**委託事例や委託先となる指定市町村事務受託法人が近隣にない**。[一般市:約5万人]

業務の概況と課題（介護保険）

④介護予防等

④-1 地域支援事業のうち一般住民向けの予防の取組

- 介護予防の実施に必要な**専門知識を有する職員が十分に確保できない**状況もあるが、現時点では委託先となる事業者が比較的多く、**委託を行う市町村が多い**。
- 地域の実情に応じた取組であるため、市町村が実施すべきとの認識により**共同処理を行う市町村が少ない**。

【業務の概況等】

- 運動機能向上の体操教室、認知症予防のサロンなどを実施。介護事業者等への委託による実施が多く見られる。小規模市町村では、人手に余裕がなく地域の主体的な取組に委ねている場合も見られる。
- 一定の専門知識やノウハウを有する職員の確保が困難な市町村も見られるが、特定の有資格者が必須ではないため、現時点で委託先は比較的多い。ただ、将来的に介護事業者の余裕がなくなる中で委託先を十分確保できるか不安。[一般市：約10万人]

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 専門知識を有する**人材の確保が容易**に。[一部事務組合(人口計15万人)]

<事業者への委託>

- 取組の大枠については、市で企画しているが、事業の実施・頻度など詳細の決定は**委託事業者で対応**している。[裾野市]

【課題解決が進まない理由・現状】

- 介護予防を共同処理しているのは全国で2件、8団体にとどまる。
- 介護予防教室等の実施頻度や内容は、**地区単位で住民とやり取りして柔軟に決定しており、市町村の責務という感覚が強く、取組内容に共通性が乏しい**ので広域化によって効率化が図られない。[一般市：約5万人]

④-2 地域支援事業のうちケアプラン点検

- ケアプランの点検を行うことができる**専門知識を有する人材の確保が困難**。
- 委託先できる事業者が限定的であり、また、受託した**事業者も人手不足の状況が見られる**。

【業務の概況等】

- ケアマネジャーの資格を有する職員等が要介護者等の**ケアプラン**を点検し、事業者が適切なサービスを提供しているかについての確認を実施。
- 事業者へ委託する市町村もあるが、**委託先にケアマネジャー等の資格を有する者が必要で委託先は限られる**。

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- ケアプランの点検を行うことのできるケアマネジャーの**確保が容易**に。[一部事務組合(人口計35万人)]

<事業者への委託>

- ケアプランの点検を行うケアマネジャーを十分に確保できないため、**直営で実施することができない分は事業者へ委託**している。[裾野市]

【課題解決が進まない理由・現状】

- ケアプラン点検を**共同処理**しているのは全国で32件、184団体にとどまる。
- 業務が忙しく、**共同処理について他団体と検討する余裕がない**。[一般市：約10万人]
- **受託事業者も人手不足**であり、現時点以上の業務量を実施することができないと言われている。[一般市：約5万人]

介護保険事務全般に係る共同処理の例

福岡県介護保険広域連合 33市町村(圏域人口計約70万人)で構成

- 介護保険制度開始に当たり平成11年に設立。

【組織体制】

・ 本部と生活圏域ごとに設置した8つの支部で**介護保険事務のほぼ全て※を共同処理**。ごく一部の業務のみ構成市町村が担う。 ※ 計画策定、認定調査、審査会運営、事業者の指定・指導、介護報酬の支払、保険料の賦課・徴収、地域支援事業(一部)など

・ 本部：3課33名。介護保険料の決定、介護給付費の支払い等、介護保険事業全般の管理業務を実施。

・ 支部：8支部164名(認定調査員89名を含む)。認定・調査、給付限度額の管理等、主に介護保険の認定と給付に関する業務を実施。

【各事務の概況】

・ 調査・審査会：審査会は88合議体(委員：5名)で年間合計**1,500回**ほど開催。**認定調査員、審査会委員の確保に概ね課題は無く、業務が回らない状況にはない**。

・ 事業者指導：専門の係を設置し、517事業所のうち**年間100件程度**の運営指導を実施するため**ノウハウが蓄積**され、必要に応じて監査も実施。

・ 介護予防：要支援者等を対象とした取組は広域連合が実施しているが、一般住民向けの体操教室や認知症カフェなど**地区単位で住民とやり取りして柔軟に決定する必要があつて共通的な部分が少ないものは構成市町村が実施**。

多くの介護保険業務を共同処理することで、調査員や審査会委員等の**人材の安定的な確保**が可能となるとともに、処理件数の増加による**ノウハウの蓄積が可能**となるなど**スケールメリットが発揮**されている。

国・都道府県・市町村等の主な役割分担(国民健康保険)

- 市町村は、資格管理、保険料の決定・賦課・徴収に加え、保健分野の実施計画策定や特定健診・保健指導等の事業実施など、多様な業務を担っている。財政運営については、平成30年改正により都道府県が責任主体となった。
- 都道府県ごとに、保険者(都道府県、市町村等)が**国保連**(国民健康保険団体連合会)を設置。国保連は、保険者からの委託を受けて医療機関への給付を行うほか、**データ分析支援や計画策定支援等の市町村への支援**を行っている。

	財政運営・計画策定	①資格管理	②保険料の決定・賦課・徴収	③保険給付	④保健事業	
					計画策定	実施
国	・都道府県に国庫負担金の支払、調整交付金等の交付				・国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の策定 ・市町村計画策定支援等	
都道府県	・ 財政運営の責任主体 ・都道府県国民健康保険運営方針※1の策定	・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	市町村に対し、必要な助言・支援	市町村に対し、必要な助言・支援
国保連		・保険者事務共同電算処理	・ 市町村向けに算定支援システムの提供等	・医療機関からの請求に基づき、給付実施。市町村に費用を請求。 ・レセプト点検の支援	・ 計画策定支援等	・特定健診・特定保健指導に係る費用の支払い及びデータ管理 ・ データ分析支援等
市町村	・国保事業費納付金を都道府県に納付	・資格を管理(資格確認書の発行等)	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 賦課・徴収	・保険給付の決定 ・窓口負担減免等	・ 保健事業の実施計画(データヘルス計画※2)の策定	・ 特定健診・特定保健指導の実施 ・ 保健事業の立案・実施

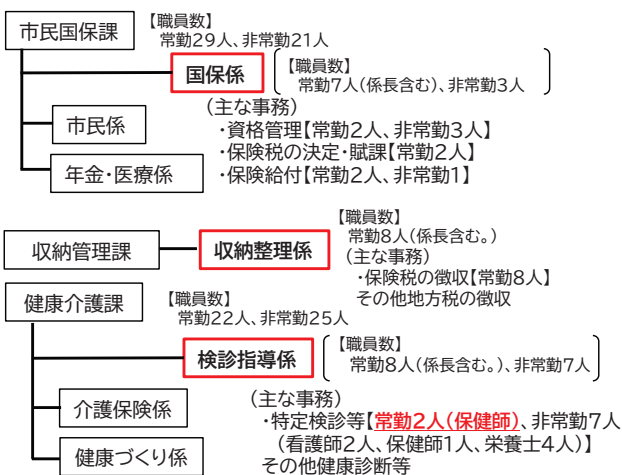
※1 国民健康保険事業の都道府県内の統一的な運営方針。市町村の意見や国保運営協議会の議論を経て、保険料の標準的な算定方法や事務の効率化、標準化、広域化に係る事項等を記載

※2 厚生労働大臣が策定する「保健事業の実施等に関する指針」に基づき、市町村及び組合において策定する、健康・医療情報を用いて効率的な保健事業を行うための計画

市町村の事務処理体制(国民健康保険)

- 人口5万人規模の市では、認定審査、保険料賦課など**各業務を分担**して行っているほか、保険税の徴収や保健事業で類似の業務(税の徴収や他の検診)と共に**集約的に実施**している状況が見られる。
- 人口1,500人規模の小規模町村においては、**資格管理、保険料の決定・賦課・徴収及び保険給付を常勤職員1人のみ**で担当している。保健事業については、保健師2人で実施している。

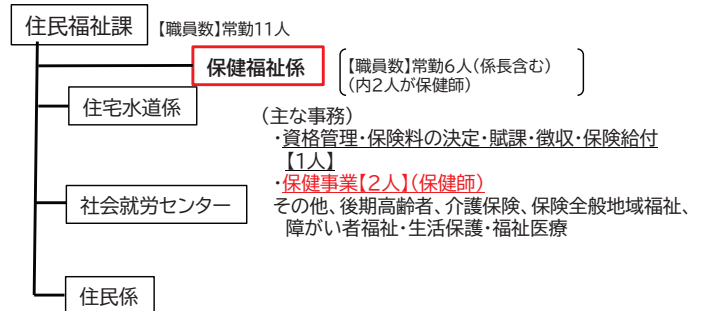
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 被保険者数:約10,000人(R4)、特定健診対象者:約7,500人(R4)
- 計画の策定や補助金の申請等の事務負担を正規職員が引き受けているため、**正規職員が保健指導を行うことができず、ノウハウが蓄積されない**。実際に保健指導を行うのは主に会計年度任用職員であるが、**保健師の人材確保**が課題。

<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 被保険者数:約300人(R4)、特定健診対象者:約200人(R4)
- 滞納された保険料の徴収は、税務課と合同で実施。難しい事例は年に数件生じる程度。
- **人員が少なく**、保険給付の返戻の事務等、**件数が少ない事務が発生した際に**、対応方法を全て1人で調べる必要があるため、**対応に苦慮**している。

業務の概況と課題(国民健康保険)

①資格管理

- 本人の申請に基づき、加入・脱退等の被保険者資格の管理を行うが、転職等の際、住民から迅速に加入・脱退申請がなければ、**市町村側で即座に把握することが難しく、保険料の二重徴収等・還付対応等が生じている。**

【業務の概況】

- ・住民の転入・転出や転職等に伴い、**本人の申請に基づき、職員が国保への加入や脱退等の資格管理を実施**(5万人規模の市で年間約8千件程度)

【事務処理上の課題】

- ・転職等の際、本人が国保からの脱退手続等を行わない場合、誤った保険料徴収や保険給付が発生し得る。(保険料の二重徴収等があった場合、**還付等の後続手続が発生**)
- ・オンライン資格確認の開始により、社保への切り替え後は、国保情報集約システムから重複加入者のデータが把握できるようになった。
- ・一方、市町村がデータを把握するまでの期間(長い場合は2~3か月)は、なお二重徴収等に係る還付等の対応が必要。

【課題解決に向けた取組】

- **脱退等**に係る**申請のオンライン化**により、住民が来庁することなく申請することを可能とし、**脱退等に係る手続を促進**
→ 窓口受付件数の減少 **約400人/年**(古賀市)

<取組を進めるに当たっての課題>

- 住民の認知度を向上させる必要

③保険給付

- 国保連への給付費として、毎月、各市町村が個別に支払。**支払件数が多く、県から国保連へ直接支払う工夫例もあるが、全国的には半数に満たない(18県/47県)(R3)。**
- 毎月発生する高額療養費支給の**審査事務等が負担。**

【業務の概況】

- ・都道府県からの交付金を原資に、保険医療機関の診療報酬等の給付費(7割分等)を**市町村から国保連へ支払**
- ・様々な減免事由に照らし、窓口負担減免等を**審査・決定**。高額医療費支給手続等についても、**申請に基づき、毎月審査・決定。**

【事務処理上の課題】

- ・5万人規模の市では、**年間100件**の国保連への**支払事務**
- ・5万人規模の市では、同一の者からの申請も含め、**毎月250~300件**の高額医療費支給手続の**審査事務が発生**

【課題解決に向けた取組】

- 都道府県から国保連への給付費を直接支払(石川県等)
 - ・都道府県から市町村への交付金の収納事務を、**市町村から国保連に委託し、都道府県から国保連へ一括支払が可能に**
→ **市町村の収納・支払事務が解消**(全国実施状況 18県/47県)(R3)
- 高額療養費支給申請手続の簡素化(愛知県等)
 - ・マイナ保険証を利用しない者において、通常毎月必要な**申請及び審査**について、その省略が可能となる要綱改正を実施
※ マイナ保険証利用者等は毎月の申請及び審査は発生しない
 - ・**県は要綱の改正例の作成等**を通じ、**各市町村の制度化を促進・支援**(全国実施状況 6県/47県)(R3)

業務の概況と課題(国民健康保険)

②保険料の決定・賦課・徴収

- 都道府県が示す標準保険料率を参考に保険料率を決定し、個々に保険料を賦課するが、保険料の算定方法が都道府県単位で統一されていない場合、**各市町村で個別に算定する必要がある。**保険料統一に向けた動きは**全国的には道半ば。**
- 保険料の**納付勧奨や滞納整理に人員やノウハウが不足**する中、**一部事務組合等による共同処理の例は、全国的には少数。**

【業務の概況】

- ・都道府県が示す標準保険料率を参考に各市区町村が**保険料率を決定の上、個々の住民に対して保険料を賦課**
- ・保険料徴収では、職員が滞納者に対して、**財産調査や差し押さえ等**を行う(保険料方式:国保担当課、保険税方式:税務担当課が実施)

【事務処理上の課題】

- ・保険料の算定方法が県内で統一されていない場合、各市町村において**個別に保険料を算定する事務負担**が発生
- ・滞納整理では個別居宅訪問等が必要で、**人員やノウハウが不足**(中規模団体以上では対象者も多数)

【課題解決に向けた取組】

- 保険料水準の完全統一(奈良県等)**
 - ・県が主導し、県内市町村の保険料統一に向けた合意形成を図り、**R6から完全統一**を実現。
→ **保険料算定の事務負担が軽減**
 - ・保険料水準の統一化の過程で、**事務の標準化も推進**

(取組の一例)

H24	H27	H28	H29	H30	R6
国保の県単位化を市町村に提案	県が財政運営主体となる改正法成立(H30施行)	県単位化の方向性について合意	県単位化の制度設計について合意	改正法施行により県が財政運営主体に	保険料水準の完全統一化

出典:財政制度等審議会地方公聴会資料「奈良県における国保改革等の取組について」(令和元年5月13日)を基に事務局作成

<取組を進めるに当たっての課題>

- ・保険料統一に係る**全国的な進捗状況は道半ば(完全統一を達成した県は2県/47県)**

【課題解決に向けた取組】

- **滞納の未然防止のための事務を共同処理(奈良県)**
 - ・保険料(税)納付を勧奨するため、収納コールセンターを**国保連に設置**
 - ・SMSによる納付勧奨などの定型業務を**国保連が実施**
→ 定型的な業務を一括して実施することで効率化
(全国実施状況 1県/47県)(R3)
- **徴収事務を共同処理(高知県等)**
 - ・複数の団体で構成する滞納整理機構において、地方税とともに、滞納者から**徴収困難なケース**についてを**共同処理**。
→ 各市町村から職員を派遣し、ノウハウを派遣元に持ち帰ることで、人材確保・育成に寄与する取組もあり (全国実施状況 6県/47県)(R3)

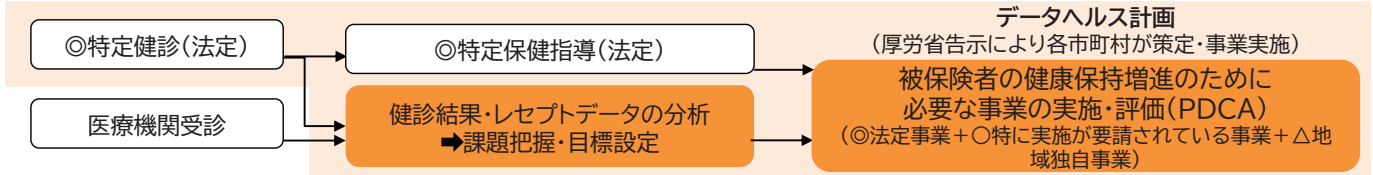
業務の概況と課題(国民健康保険)

④-1 データに基づく保健事業の実施

- 健診結果やレセプトデータの分析など専門性の高い業務は、特に小規模市町村における体制構築が難しい。
- データ分析を踏まえて行う**地域の健康課題に応じた独自事業が実施できていない**ケースも見られる。

【業務の概況】

- ・ 特定健診結果や診療報酬明細書等のデータを分析して把握できた、**地域独自の健康課題・医療費の課題解決**に向け、**定量的な目標を設定**の上、当該地域課題に応じた**保健事業を立案・実施・評価**して、PDCAサイクルを回す。
- ・ 市町村は一連の内容を**データヘルス計画(6年に1回策定)**に記載する。



	◎法定事務	○特に実施が要請されている事業	△地域独自事業
事業内容	特定健診・特定保健指導	特定健診・特定保健指導実施促進 後発医薬品差額通知送付 等	運動促進事業 食生活改善事業 等

【事務処理上の課題】

- ・ 保健指導等を行う**保健師がデータ分析・計画策定等の事務作業も担っている等、リソースがひっ迫している**市町村もある。
- ・ **小規模団体**を中心に、全国的に実施される法定事務(◎)や特に強く実施が要請されている事業(○)の実施で手一杯となっており、データ分析を踏まえた**地域独自の健康課題等に応じた事業(△)の立案・実施ができていない**。

<データ分析支援(埼玉県国保連等)>

- ・ 健康情報などの各種統計情報を活用した**データ分析ツールの提供**や**市町村の要望に応じた個別データ分析**を実施

<計画上の目標値設置の支援(滋賀県等)>

- ・ データヘルス計画策定・評価に当たって**必要なデータを、国保連が幅広く分析の上、各市町村に提供**
- ・ 計画策定時に設定する目標値等について、あらかじめ**県主導で市町共通の数値を示すことで市町の事務軽減**

業務の概況と課題(国民健康保険)

④-2 特定健診

- 対象者への健診の受診勧奨を行うが、都市部団体等では、**未受診者への個別勧奨が負担**。勧奨業務のうち**定型的な業務は共同実施等**で対応する例がある。

【業務の概況】

- ・ 40歳~75歳の被保険者・被扶養者を対象にメタボリックシンドロームに着目した**特定健康診査(年1回)**を実施
- ・ 健診受診を促すため、保健師・事務職員が電話・はがき等によって**個別に受診を勧奨**している。
(法により保険者は健診実施義務あり。被保険者等の受診義務はなし。)

【事務処理上の課題】

- ・ 受診率の全国目標値が示され、交付金の算定指標に受診率が含まれるため、**受診率向上のため何度も受診勧奨**を実施
- ・ 特に架電等を**外部委託していない都市部の団体等**においては、**受診対象者に比例し、事務量が多い**。

【課題解決に向けた取組】

- 受診勧奨はがきの作成・発送の**共同実施(奈良県)**
- ・ 県・国保連が受診勧奨はがきの発送対象基準を設定し、対象者に送付。取組参加**市町村は、対象者に誤りがないか、国保連から送付される対象者リストの確認等を実施**する。

<取組を進めるに当たっての課題>

- ・ **被保険者の受診は任意**であるため、**勧奨主体にかかわらず、受診勧奨施策全般の効果に限界**を感じている団体もある。

④-3 特定保健指導

- 特定健診結果に基づく対象者への保健指導について、**きめ細かな継続的指導**が必要だが、外部委託できず市町村が行う場合、**保健師等の不足が深刻**。国保連が**退職保健師を確保・派遣**する例が見られる。

【業務の概況】

- ・ 特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームのリスクがある者に対して、**保健師等が個々の状況に応じたきめ細かな支援**を実施。**初回支援**で実施する面接では**行動計画・目標**を策定し、**その後も6か月間フォローアップし、継続的に支援**する。
(法により保険者は指導義務あり。対象者は指導を受けることが推奨)

【事務処理上の課題】

- ・ 医療機関等に外部委託せずに**直営**で実施している市町村では、特に**面接による特定保健指導(一人当たり20分以上)**を実施する**人材(保健師等)が不足**している。

【課題解決に向けた取組】

- **退職保健師等の市町村派遣(39都府県国保連で実施)**
- ・ 国保連が、**行政機関・医療機関等を退職した保健師等を市町村に単発的に派遣**し、特定保健指導の電話勧奨、特定保健指導、健康相談等の支援を実施。保健師等の育休時等に活用。

<取組を進めるに当たっての課題>

- ・ **派遣する保健師等も不足**してきている。
- ・ 法律上の実施義務主体や特定保健指導に係る国庫補助の対象は市町村とされるほか、保健師業務は多岐にわたるため、**都道府県等が市町村の特定保健指導を支援するために保健師を直接確保するインセンティブが弱い**。

国・都道府県・市町村の主な役割分担(老人福祉施設(養護老人ホーム))

- 都道府県は国が定める基準を踏まえ、養護老人ホームの設備・運営に関する基準(条例)を定めるほか、市町村に対する援助等を行うこととされている。
- 市町村は、養護老人ホームへの、入所措置に関する事務(入所相談対応、調査、入所判定委員会等)に加え、養護老人ホーム等の措置費に係る算定及び算定基準の改定など、多様な業務を担っている。

	計画策定	施設の設置	入所措置	措置費の算定	運営指導
国	・老人福祉計画の目標を定めるに当たって参酌すべき標準の策定	・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(省令)の策定	(措置事務に関し、市町村に対する技術的助言を行っている。)	(措置費算定に関し、市町村に対する技術的助言を行っている。)	・老人福祉施設指導監査指針の策定
都道府県	・都道府県老人福祉計画の策定	・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(条例)の制定※1 ・養護老人ホームの設置 ・養護老人ホームの設置に係る届出の受理・認可※2	・市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供 その他必要な援助等	・市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供 その他必要な援助等	・養護老人ホームに対する改善命令等
市町村	・市町村老人福祉計画の策定	・養護老人ホームの設置	・ 入所措置 ・入所相談対応 ・対象者の調査(心身の状況、生計の状況等) ・入所判定委員会における入所措置の要否の判定	・ 養護老人ホーム等の措置費に係る算定 ・ 同算定基準の改定	

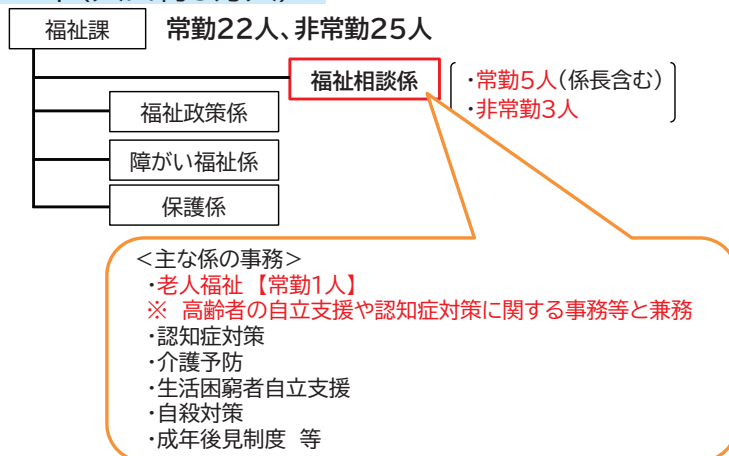
※1 養護老人ホームに配置する職員及びその員数、居室の床面積、運営に関する事項であって、入居する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に関連するものとして厚生労働省令で定めるものについては、国が定める基準に従い定めるものとし、入所定員については国が定める基準を標準として、その他の事項については国が定める基準を参酌することとされている。

※2 市町村又は地方独立行政法人が設置する場合は届出の受理、社会福祉法人が設置する場合は認可。

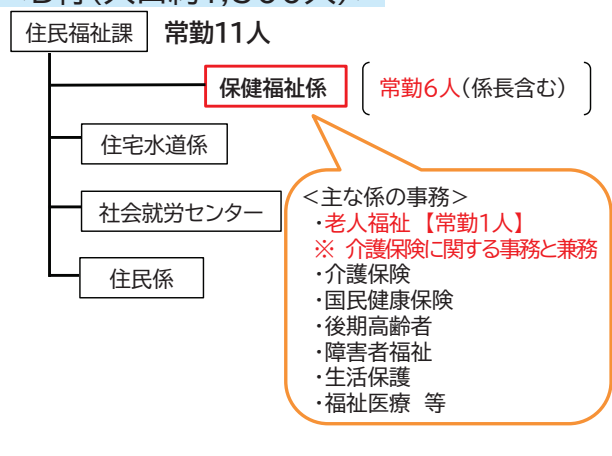
市町村の事務処理体制(老人福祉施設(養護老人ホーム))

- 人口5万人規模の市でも、人口1,500人規模の小規模町村でも、老人福祉に関する事務を専任とする職員はならず、他の業務と兼務しながら対応している。
- 養護老人ホームへの入所措置者の数は非常に少ない一方で、対象者が現れた場合に備えた入所判定委員会の委員候補者の選定や予算の確保のほか、措置費の算定基準の改定などの事務を行っている。

<A市(人口約5万人)>



<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 基本的に介護保険制度に基づく老人福祉施設(特別養護老人ホーム等)に入所する場合がほとんどであり、養護老人ホームへの入所措置を行うケースは少ない(A市では、令和6年まで入所措置者が1名いたが、現在は0名。)
- A市 入所者数:0人、養護老人ホームの施設数:0か所
- B市 入所者数:2人、養護老人ホームの施設数:0か所
- 入所判定委員会は、養護老人ホームへの入所申請があった都度開催するが、入所申請の有無にかかわらず、委員の候補者の選定や予算の確保をあらかじめ行う必要がある。委員の候補者は、県職員や医師、社会福祉法人の代表等から選定する。
- 養護老人ホームへの入所措置者は非常に少ない一方で、入所判定委員会の委員候補者の選定や予算の確保のほか、措置費の算定基準の改定等の事務を行わなければならない負担となっている。

業務の概況と課題(老人福祉施設(養護老人ホーム))

- 養護老人ホームの措置費については、市町村が自ら算定基準を改定する負担が大きく、国から参考情報の提供等がなされているが、改定が十分に行われていない場合がある。
- 適切な措置費水準の確保や、市町村の事務負担の軽減のため、社会経済情勢に応じ共通して改定すべき事項や、地域の実情を反映すべき事項について、都道府県が広域的な観点からの助言・支援を行う事例もあるが、限定的なものとなっている。

【業務の概況】

- 市町村が、在宅での生活に支障のある65歳以上の者について、心身の状況や環境を総合的に勘案し、養護老人ホームへの入所措置を決定する。措置決定に際しては、市町村職員が、対象者の介護の必要性等を調査した上で、入所判定委員会により審査。
- 養護老人ホームは、都道府県、市町村又は民間事業者が設置し、入所者への措置を行った市町村からの措置費等を収入として運営。(設置状況:全国922件(うち約9割は民営)(R5年10月現在))
- 三位一体の改革により、養護老人ホームの運営財源は国庫負担から一般財源(実際の被措置者数を反映した交付税措置あり。)とされた。従来、入所者生活費や事務費等に対する措置費の水準を国が定め、改定を行っていたが、これ以降は、国が助言として示した水準(H18指針※1)や通知を参考に、介護報酬の改定や消費税率の引上げ等に関連した社会経済情勢や、施設の収入状況や周辺の介護保険サービス従事者の給与水準等を考慮し、市町村が措置費の算定基準の改定を行っている※2。

※1「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)

※2 介護報酬については、原則、3年に1回の頻度で改定される。

【事務処理上の課題】

<養護老人ホーム等の措置費に係る支弁額等の改定>

- 物価高騰や職員の処遇改善への対応のため、全国で適切な措置費の算定基準の改定が求められるが、市町村独自に基準を改定する負担が大きい。国の指針は平成18年以降改定されていない一方、近年、介護報酬改定等に伴い市町村の措置費の算定基準改定を促す助言が行われているが、市町村において十分に改定が行われていない場合がある。
- 算定の事務については、主に養護老人ホームが所在する地方公共団体が行うこととされていることから、施設が所在する市町村と所在しない市町村によって事務負担に大きな差がある。

業務の概況と課題(老人福祉施設(養護老人ホーム))

【事務処理上の課題】

養護老人ホームにおける老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況(R6.4.1時点)

	R4年度介護報酬改定による処遇改善	R6年度介護報酬改定による処遇改善	自治体独自の改定	
			事務費	生活費
支弁額等の改定実施済み	636 (79.9%)	47 (5.9%)	83 (10.4%)	51 (6.4%)
支弁額等の改定を実施する見込み	15 (1.9%)	314 (39.4%)	—	—
他施策の活用や独自財源・独自基準により一定の対応を実施等	13 (1.6%)	47 (5.9%)	28 (3.1%)	9 (1.1%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	122※ (15.3%)	319 (40.1%)	—	—
支弁額等の改定予定なし	(※上欄に含む)	58 (7.3%)	500 (62.8%)	299 (37.6%)
当該項目未回答・不明	10 (1.3%)	11 (1.4%)	188 (23.7%)	437 (54.9%)

R4介護報酬改定による処遇改善が未反映の団体が15%

R6介護報酬改定による処遇改善が未反映(改定予定なしを含む。)の団体が約半数(47%)

独自の改定(※)を行っていない団体が多数

(※)厚労省通知等により個別に依頼した内容以外の改定

【課題解決に向けた取組】

<養護老人ホームの措置費に係る支弁額等の改定>

- 近年、国や都道府県において、支弁額等の改定に係る支援を行っており、一定程度市町村の改定の負担軽減につながっている。

(国の支援)

- 厚労省において、平成18年度以降の交付税の被措置者数当たり単価や介護報酬改定の状況等の改定の参考となる事項も示した上※、単価の改定計算シートの配布、担当者向けの説明会等を実施

※「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」(令和6年11月22日老高発1122第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)

(都道府県の支援)

- 単価改定の手順等について、管内市町村に対して解説する機会を設け、具体的な算定方法や財政当局への説明方法を提示[奈良県]
- 措置費の基準改定について意見交換を行う場を設置するほか、個別の市町村を訪問し、個別に改定に向けた助言を実施[茨城県]

「令和6年度版養護老人ホーム入所措置共通マニュアル」(奈良県)

(2) 積算の方法例

①今年度まで予算要求実績がある市町村

イ 老人保護措置費

No	前年度措置者別月単価	月数	加算			単価見直し率	予算要求額
			被服費加算(4月)	期末加算(12月)	冬期加算(11~3月)		
	a	b	c	d	e		f=(a×b+c+d)×f
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							

<取組に当たっての課題>

- 物価水準の変化など共通で改定すべき事項や、域内の給与水準等、広域的な比較考量等を行った上で地域の実情を反映すべき事項について、都道府県の助言や支援が求められるが、取組は限定的である。

国・都道府県・市町村の主な役割分担(保育)

- 保育所の設置に係る認可は都道府県の事務とされ、保育所への給付は市町村の事務とされている。また、これらの事務に伴う指導監督もそれぞれの事務とされている。
- 保育所への入所調整は市町村が行うこととされており、保育の必要性の認定や利用調整を行っている。
- このほか、児童手当・児童扶養手当の支給と、その登録口座を活用した国の給付金の支給業務も存在している。

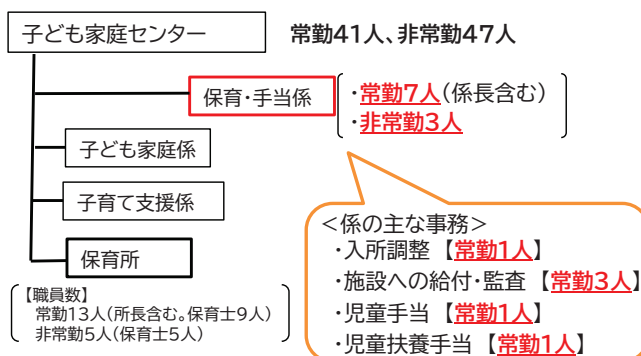
	計画策定	施設の設置認可	①施設への給付	施設への指導監督		保育士の確保	③保育所への入所調整	④児童手当等の支給
				設置認可に係る指導監督	②施設への給付に係る指導監督			
国	・こども大綱の策定 ・基本指針の策定		・公定価格の算定			・保育士試験実施要領の策定		児童手当 ・実施主体:市町村 ・支給対象:児童を養育している者 児童扶養手当 ・実施主体:都道府県・市・福祉事務所設置町村 ・支給対象:父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母又は父等 【国の臨時の給付金】 子育て世帯生活支援特別給付金 (令和3~5年度) ・実施主体:都道府県・市町村 ・支給対象:児童扶養手当受給者等、住民税均等割非課税の子育て世帯等 子育て世帯臨時特別給付金 (令和3・4年度) ・実施主体:市町村 ・支給対象:児童手当の受給者等 【その他】 地方公共団体独自の給付金
都道府県	・都道府県こども計画の策定 ・都道府県子ども・子育て支援事業計画の策定	・保育所の設置に係る認可	・各種加算の認定(一部)	・認可基準の策定 ・指導・監督		・指定保育士養成施設の指定 ・保育士試験の実施 ・保育士登録簿の作成、登録証の交付	・市町村が行う認定業務に係る必要な協力・援助	
市町村	・市町村こども計画の策定 ・市町村子ども・子育て支援事業計画の策定		・対象施設の確認 ・施設型給付費等の支給		・運営基準の策定 ・指導・監督	・市町村立保育施設における保育士の採用	・保育の必要性の認定 ・保育所等の利用調整等	

※ 認可保育所に関する事務のほか、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)については、市町村が事業実施に関する認可や地域型保育給付費の支給、指導監督等の事務を行うこととされている。

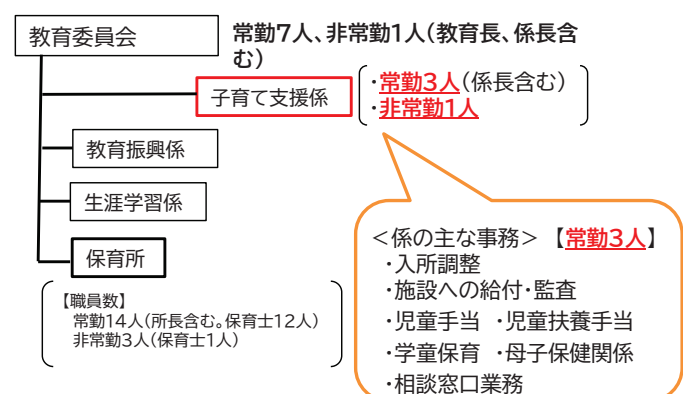
市町村の事務処理体制(保育)

- 人口5万人規模の市では、入所調整、施設への給付・監査など各業務を分担して行っている。特に業務ウェイトが高いのが施設への給付・監査であり、3名を充てている。
- 人口1,500人規模の小規模町村では、こどもの数が少ないこともあり、保育以外の子育て関連業務(学童保育や母子保健関係等)も含めて、常勤3名で業務を分担している。

<A市(人口約5万人)>



<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 保育所への入所調整は保育の必要性の認定・保護者との調整など事務量が多いが1人で処理している。
- 施設への給付は3名で処理しているが、毎年4、5月の精算期の保育所からの提出資料の修正作業等事務量が多く、1人当たりの残業時間:月60時間程度となっている。
- 保育の必要性の認定:年間500人程度
- 保育所:14か所(うち公立1か所、私立13か所)
- 児童手当受給世帯:5,300世帯

<業務の詳細>

- 村内に保育所は1か所のみであり、対象となる子どもも少ないため、量的な事務負担は小さく、広範にわたる業務を3名で処理している。
- 保育の必要性の認定:年間50人程度
- 保育所:1か所(公立)
- 児童手当の対象世帯:70~80世帯

業務の概況と課題(保育)

①施設への給付

- 保育施設への給付については、保育士の処遇改善に係る加算など算定方法が複雑になっており、施設と市町村との間で請求の補正等のやり取りが必要であり、施設数の多い中規模以上の団体では業務量が多い。
- 小規模団体においては、施設数が少ないため、給付業務の業務量は多くないものの、制度の理解が難しく、施設からの質疑対応等に時間を要しているとの声もある。
- 施設とのやり取りをシステム化し、省力化する取組も見られるが、施設側の対応などの課題もある。

【業務の概況】

- 毎月、施設への給付の支給(概算払い)を行い、出納整理期間(4月~5月)の間に前年度分の給付の精算を行う。
(参考)保育所等の数:約5万人の市で14か所 約14万人の市で32か所

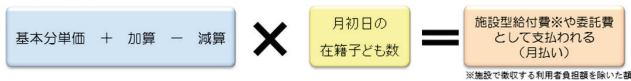
【事務処理上の課題】

- 算定方式が複雑であり、そのために施設の請求に対する補正や事実確認に時間がかかる。
- 小規模団体においては、制度の理解が難しく、施設からの質疑に関し、県への疑義照会することなどで時間を要している。
(例)人口1,500人の町村では1か月当たり5~10件の照会を県や周辺市町村に対して行っている。

【参考】第3回研究会 神戸市提出資料(抜粋)

- ・ 加算(支給条件)が28種と多く、どの加算が申請できるのか施設側での判断が困難であるため問い合わせが多発
- ・ 施設側の想定と市役所側の算定結果に齟齬が生じるケースも発生
 - 雇用形態により「配置」「兼務」「嘱託」の3区分があり、それぞれ単価が異なる
- ・ マニュアルに当たる国の通知は約120ページにも及ぶ
 - 担当者が変わるたびに、膨大な資料の確認・理解が必要になり、引継作業も大きな負担

■基本的な算定方法



■基本分単価や加算のイメージ

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量		主な加算(例)		主な減算(例)	
				保育標準時間	保育短時間	職員配置加算(3歳児)	主任保育士専任加算	定員を恒常的に超過する種	土曜日に閉所する場合
□/100 地域	□□人 ~ △△人	3号	4歳以上(30:1)	円	円	円	円	α × □ / 100	円
			3歳児(20:1)	円	円	円	円	β × □ / 100	円
			1・2歳児(6:1)	円	円	円	円		
			0歳児(3:1)	円	円	円	円		

※αやβは基本分単価や加算の合計額。

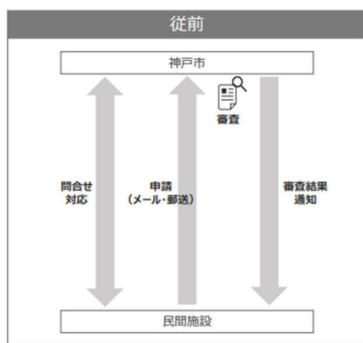
加算(人件費)	加算(管理費)
<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児配置改善加算(20:1→15:1) ・4歳以上児配置改善加算(30:1→25:1) ・チーム保育推進加算 ・事務職員雇上費加算 ・高齢者等活躍促進加算 ・主任保育士専任加算 ・療育支援加算 ・栄養管理加算 ・休日保育加算 ・夜間保育加算 ・処遇改善等加算Ⅰ(基礎分+賃金改善要件分(6%)) ・処遇改善等加算Ⅱ(月4万円・5千円) ・処遇改善等加算Ⅲ(3%程度(月額9千円)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校接続加算 ・施設機能強化推進費加算 ・第三者評価受審加算 ・減価償却費加算 ・賃借料加算 ・冷暖房費加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算

業務の概況と課題(保育)

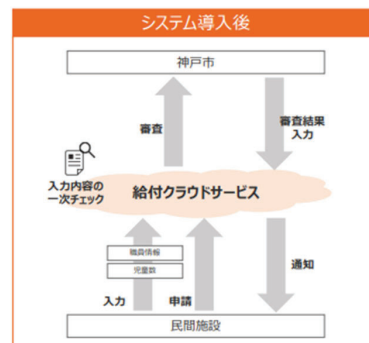
【課題解決に向けた取組】

○クラウドシステムの活用(神戸市の例)

- ・ 施設型給付費・補助金等の申請・審査事務の省力化を目的に給付クラウドサービスを導入
- ・ 自動算定機能や申請の一次チェック機能、市と施設間のコミュニケーション機能等の実装により、市と施設間の問合せや申請・審査に係る負担を軽減



- ・ 施設と市のやり取りはメール・郵送が中心
- ・ 問合せや、申請・審査での施設・市の負担が大きい
- ① 各施設から市に対する問合せ:年間4,000件
- ② 市における審査業務:年間7,400時間
- ③ 施設における各種申請業務:毎月約20時間



- ・ 保育職員が簡単に操作できる画面構成や、画面上のガイド表示等により、問合せ件数を削減
- ・ 入力内容の一次チェック機能により、審査や問合せの負担を削減
- ・ 加算等の自動算定により、施設の申請業務を省力化

※ こども家庭庁は、デジ田交付金を活用した保育業務ワンスオンリーの実証と、当該実証等を踏まえた保育業務施設管理プラットフォーム(全国的な基盤)の構築を目指している(令和8年度以降全国展開を進める。)

【取組に当たっての課題等】

- システムの導入には施設側のシステム対応・運用理解も求められる。
- 小規模団体においては施設数が少ないため、実際の給付業務より、複雑な制度に関する施設からの問合せ対応などに時間を要しているが、これはシステム化したとしても解消されない面がある(このため、別途、こども家庭庁において処遇改善等加算の一本化を検討中。)

業務の概況と課題(保育)

②施設への給付に係る指導監督

- 施設への給付に係る指導監督のうち、**実地指導に時間を要しており、特に施設数の多い市町村では計画どおり実地指導を終えられない**との声もある。
- 施設との**事前調整**については、**システム化により省力化する例も見られるが、実地での対応の省力化は困難**。
- 施設への給付と同様に、**小規模団体にとっては制度の理解に時間を要する面がある**。

【業務の概況】

- 全ての施設を対象に定期的かつ計画的に実地指導を行うこととされている。都道府県が実施する施設の設置認可に係る監査と同様に1年ごとに実施しようとした場合に、人員の体制の問題から1年ごとの実地指導ができない場合がある。実地での対応のほか施設との日程の調整や事前の書面準備に係るやり取りなどを行う。
- 都道府県が実施する施設の設置認可に係る監査との内容が一部重複(1/4程度)しており、施設側の負担軽減のため、同一日の実施とする調整も行っている。

主な確認内容 ※ 下線は、都道府県が行う監査と重複又は一部重複が見られる事項	○利用定員に関する基準 ○運営に関する基準 ①内容及び手続の説明及び同意 ②応諾義務・選考 ③小学校との連携、教育・保育の提供、評価、質の向上 ④利用者負担の徴収 ⑤事故防止及び事故発生時の対応、再発防止 ⑥利用定員の遵守	○地域との連携 ⑧会計の区分 ⑨各種記録(職員、設備及び会計、教育・保育の提供計画等)の整備
	○給付に関する事項 ①地域区分、定員区分、認定区分・年齢区分 ②基本分単価 ③各種加算事項 ④各種加減・乗除調整事項	

【事務処理上の課題】

- 施設との事前のやり取りは、システム化などでの省力化を行う例もあるが、**実地での対応の負担はなお残る**。
- 実地指導においては、施設の安全性など施設全体の確認が必要な項目に時間を要するほか、施設側から制度内容を問われた場合に**制度が複雑なため確認に時間を要している**。
- ※ 施設への給付に係る指導監督に関する事務を一部事務組合で共同処理している例もある。
- ※ なお、前頁の保育業務施設管理プラットフォームについては給付のみならず、監査業務もその対象としている。

業務の概況と課題(保育)

③保育所への入所調整

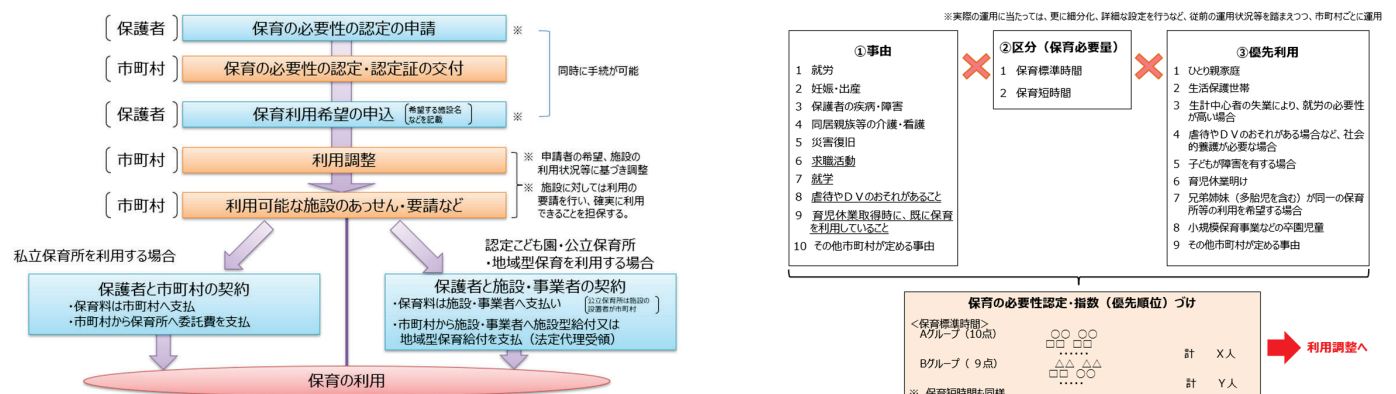
- 保育所への入所調整に当たっては、**保育の必要性の認定に関する多岐にわたる項目の確認に時間を要しており、入所需要が大きい市町村(人口5万人程度以上)ほど負担が重くなっている一方、小規模市町村では入所調整の業務量は少ない**。
- **システムやAIの活用により省力化を行う例も見られ、入所需要が大きい団体の業務効率化には効果的である**と考えられるが、市町村独自の確認項目も多いため、**広域的なシステム・AIの導入は難しく、導入経費の負担などに課題がある**。

【業務の概況】

- 保育の必要性の認定に当たって、保護者や世帯の状況について多岐にわたる項目の確認を行い、点数化して判定する。保育の必要性の認定の項目は、国の定める基準に基づき、市町村が地域の实情に応じて独自の項目を設けている。

<独自項目の例>

- ・祖父母と同居していない場合
- ・別居親族の介護・看護を行っている場合
- ・1年以上待機児童である場合
- ・保護者が保育士として市内で勤務している場合
- 申請の処理に当たって、保護者との間で、家庭状況等を踏まえた申請内容の事前調整や相談業務を行う団体もある。



業務の概況と課題(保育)

【事務処理上の課題】

- 保育所数に対する需要が大きい団体ほど業務量が大きく、保護者の希望との調整のため膨大な作業時間が発生している。
- 入所調整は、地理的条件等、地域と住民の実情を踏まえて行う必要があり、都道府県や広域での実施は困難。

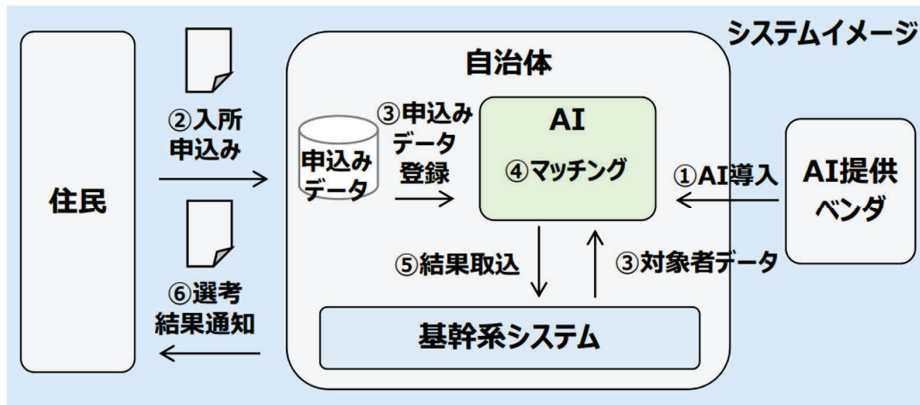
【課題解決に向けた取組】

○ AIによる判定の自動化の取組

- ・ 保育の必要性の点数から各保育施設への割り振る作業をAIによって自動化。人口15万人弱の市で、年間300時間程度の作業時間を削減。自動化により人的ミスも防止。

【取組に当たっての課題等】

- システム導入経費の確保が必要だが、**団体ごとに独自項目も多く、広域でのシステム導入は困難。**
- 事前のデータ入力や同点者の対応などAIを活用してもなお、人手を介する業務は残る。



業務の概況と課題(保育)

④児童手当等の支給

- **児童手当・児童扶養手当の支給**については、繁忙期はあるものの、業務は定型化しており、**過度な負担とはなっていない。**
- **国の経済対策としての子育て関係の給付等**については、児童手当の登録口座を活用し市町村が行っているが、短期間での対応が求められることが多く、対象世帯が多い団体では、**会計年度任用職員の増員**などの対応が必要となっている。
- 他方で、**対象世帯が少ない小規模団体**では、国等が行う給付についても**大きな負担とはなっていない。**

【業務の概況】

- 児童手当、児童扶養手当については、手当の対象者であることの確認事務(監護の有無等)と支給事務がある。
- 転出入が多い4月の事務量が多く、令和7年からは、児童手当の多子加算のカウント対象が22歳年度末まで拡大されるため、転出入した子育て世帯のみならず、高校卒業を機に他市町村に転出する者について監護相当の確認等の事務が増加する。
- 隔月でそれぞれの支給を行う。支給事務についてはルーティン化している。
- 国の経済対策としての子育て関係の給付は、児童手当の登録口座を活用して行っているものが多い。
(令和5年11月の経済対策以降は、低所得世帯を対象にこどもの数に応じた加算をする仕組みがとられており、低所得世帯の登録口座を用いて行うことが多くなっている。)

【事務処理上の課題】

- 児童手当、児童扶養手当の支給に関しては、住民移動時期の対応以外の支給に係る業務は定型化しており、過度な事務負担とはなっていない。
 - 国の経済対策としての子育て関係の給付については、短期間での対応が必要となることもあり、対象世帯の多い地方公共団体では、**会計年度職員の増員による対応**を行うところもある。他方で、対象世帯が少ない地方公共団体では、事務負担は大きいという声もある。**国による支給も考えられるが、児童と保護者の関係の確認に際しては、家族関係(離婚・DVなど)の現況確認を行う必要がある**ほか、個人情報の安全な情報連携の方策の検討等の課題も多い。
- ※ 給付金の性質によっては、**市町村の確認事務を不要とすることも考えられる**(例: **全国民に一律で一定金額を支給する給付金**など、**支給要件が簡素であるもの**等)。

国・都道府県・市町村の主な役割分担(小中学校教育)

- 国は学校の適正規模や教職員の定数等について、全国的な基準・標準等を設定。**都道府県は、市町村に示す基準の作成や、公立小中学校教職員の定数設定、任免と給与費の負担等**を実施。
- **市町村は、小中学校の設置や教員の服務監督等のほか、指導主事やスクールカウンセラーなどの教員を支える人材の確保**を行っている。

	学校の設置・管理	学級編制	教職員の定数・任免等	教員を支える人材の確保
国	・適正規模の標準等を設定 ・施設整備に要する経費の一部を国庫負担	・学級編制の標準を設定	・都道府県小中学校等教職員定数の標準を設定 ・公立小中学校等の教職員の給与費の一部を国庫負担	
都道府県 ※1		・学級編制の基準を設定	・都道府県小中学校等教職員定数を設定 ・公立小中学校等の教職員の任命 ・公立小中学校等の教職員の給与費の負担	・都道府県教育委員会への指導主事の配置 ・スクールカウンセラー等の小中学校への配置又は市町村への支援
市町村	・小中学校の設置・管理※2 ・小中学校の施設整備	・都道府県の基準を標準として、学校の児童生徒の実態を考慮して学級編制	・市町村立小中学校等の教職員の服務監督	・市町村教育委員会への指導主事の配置 ・スクールカウンセラー等の小中学校への配置

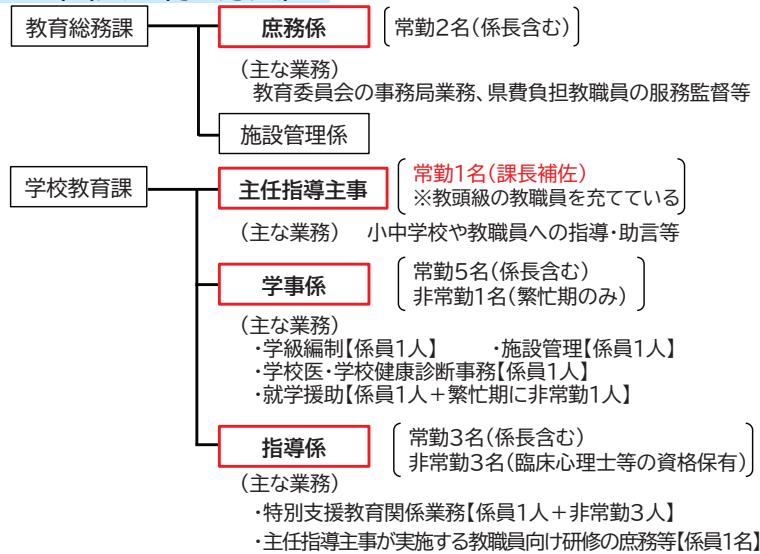
※1 市町村立小中学校に係る教職員定数の決定及び給与費等の負担の権限について、平成29年度に都道府県から指定都市に移譲(教職員の任命権は平成29年度以前から指定都市が有している。)

※2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条により、国、地方公共団体及び学校法人が小中学校を設置できることとされているものの、国公立小中学校の大部分は市町村が設置。(国:小学校67校、中学校68校、都道府県:小学校1校、中学校98校、市町村:小学校18,494校、中学校8,910校)

市町村の事務処理体制(小中学校教育)

- 人口5万人規模の市では、学級編制、施設管理に関する業務はそれぞれ常勤職員1名が対応。学校や教職員に対する指導・助言等のため、主任指導主事を1名配置。スクールカウンセラーは、市費・県費で各1名を確保。
- 人口1,500人規模の村では、教育長及び係長の2名で学校運営業務を行っている。**学校数・児童生徒数が少ないため学級編制事務の負担は軽い。指導主事は未配置で、スクールカウンセラーは県から派遣**を受けている。

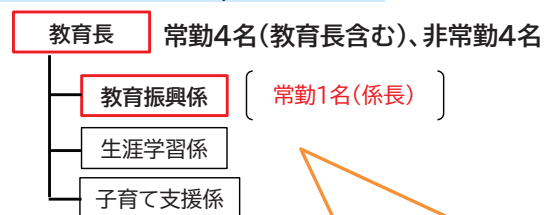
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 小学校:8校(167学級) 児童数:3,481人 教員数:243人
中学校:3校(78学級) 生徒数:1,756人 教員数:141人
- 主任指導主事のほか、学校教育課長(校長級の教職員)、教育支援センター長及び青少年育成児童センター長(退職教員)がそれぞれ指導主事を兼ねており、市で計4名配置。
- **スクールカウンセラーは、市費で1名(小学校担当)、県費で1名(主に中学校担当)に委嘱。**

<B村(人口約1,500人)>



<主な係の事務>

- ・教育委員会の事務局業務(主に教育長が担当)
- ・県費負担教職員の服務監督
- ・施設整備
- ・学級編制(主に教育長が担当)
- ・スクールカウンセラーに関する学校からの報告受領等

<業務の詳細>

- 小学校:1校(6学級) 児童数:84人 教員数:13人
中学校:1校(3学級) 生徒数:30人 教員数:14人
- **近年、1学年1学級を維持しているため、学級編制業務の負担は少なく、教育長が事務局業務の一環で行っている。**
- **指導主事は、人件費の負担が重いため配置できていない。配置に向けた議論も、他の業務に追われて進んでいない。**
- **県が確保したスクールカウンセラーを週1回村内小中学校に派遣。**

業務の概況と課題(小中学校教育)

教員の確保

- 小・中学校の教員採用試験の受験者数は減少傾向にある。魅力ある職場とするために、学校における働き方改革は引き続き取り組むべき課題であり、成績処理や保護者・地域等との連絡調整などの業務をデジタル化することが効果的だが、**校務支援システムの導入状況は都道府県によりばらつきがある。**

【業務の概況】

- 小・中学校の教員採用選考試験の受験者数は減少傾向にあり、令和5年度実施の試験における採用倍率は小学校・中学校ともに過去最低の倍率となっている。※小学校:2.2倍(最高値12.5倍(H12)) 中学校4.0倍(最高値17.9倍(H12))
- 県費負担教職員の任用は指定都市を除き都道府県教育委員会が実施している。それ以外の指導主事等の教員を支える人材は、**市町村教育委員会による任用が原則**であるが、**都道府県による支援も行われている**。教員の働き方改革を含む小・中学校の運営は市町村教育委員会が所管。

【事務処理上の課題】

- 教員の長時間勤務の状況は改善傾向にあるものの、依然として在校等時間※が長いことから、教員の健康を守ることに加え魅力ある職場とするための、**学校における働き方改革は引き続き取り組むべき課題。**
- 学習評価や成績処理などの学習指導に係る業務や、保護者・地域等との連絡調整などの教員が担う業務について、**デジタル化による効率化が必要**だが、**小規模団体における初期経費・人材不足などの課題**もあり、**校務支援システムの導入状況は都道府県によりばらつきがある。**

教師の1日当たりの在校等時間 (10・11月)

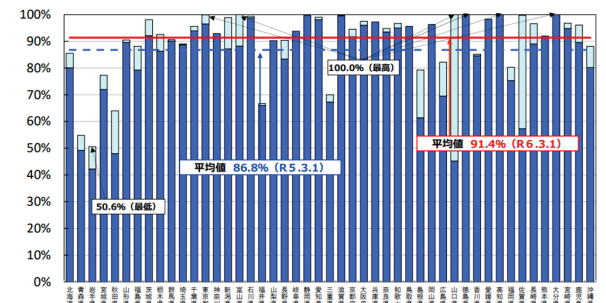
平日	小学校			中学校(時間:分)		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:09	-0:28
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31

土日	小学校			中学校		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04

(出典)教員勤務実態調査(令和4年度)

(※)「在校等時間」とは、教師が校内に在校している時間及び校外での勤務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたもの

統合型校務支援システム整備率



(出典)令和5年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果

業務の概況と課題(小中学校教育)

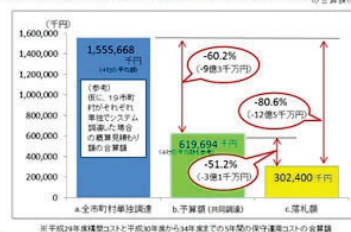
【課題解決に向けた取組】

- **統合型校務支援システムの共同調達・共同運用(鳥取県・鳥取県内全市町村)**
 - ・ 鳥取県と県内全市町村が連携し、統合型校務支援システムの**県内全市町村参加による共同調達・共同運用**を実現。
 - ・ **通知表・指導要録・各種報告書**など学校が異なっても共通する業務を、**教員がそれぞれのやり方で机上作成**していた。何度も同じ項目を記載する必要があり、**データ入力の重複作業の負担感や転記ミスの危険性、個人情報**の適切な管理などの課題があったが、**校務支援システムの導入によりこれらが解決された**。また、**県内全域での共同調達により、人事異動時のスムーズな業務移行の実現、学校間の打ち合わせ・情報共有に係る負担の軽減**なども実現。
 - ・ 共同調達の割り勘効果、導入システムのノンカスタマイズ方針の決定及び帳票様式の共通化により、**大幅なコスト削減を実現**。(約▲81%(▲12億5千万円以上)のコスト削減効果)

全市町村参加による共同調達により、大幅なコスト削減を実現

落札額(契約額) = 302,400千円(税込) / 5年間

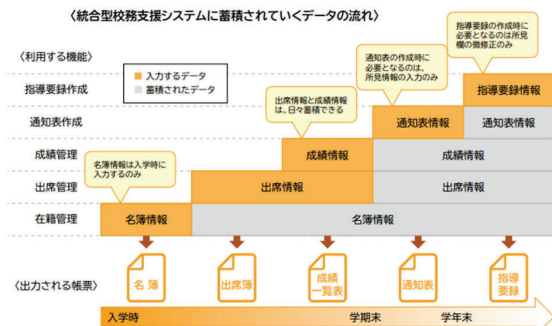
最大▲12億5千万円(▲80.6%)の削減効果を実現



経費負担

内訳(負担割合)	H29年度	H30年度~34年度	合計
システム構築経費(市町村1/2、県特別支援1/2)	137,743,200円	-	137,743,200円
システム運用経費(市町村10/10)	-	32,931,360円/年	164,656,800円

(出典)鳥取県資料



(出典)文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～参考資料集」より抜粋

※ デジタル行財政改革とりまとめ2024において「2026年度から4年間かけてパブリッククラウド環境を前提とした次世代校務DX環境への移行を順次進める。併せて都道府県単位での校務支援システムの共同調達を推進することで、コスト削減を図る…」とされており、文部科学省において、令和6年度補正予算等により、都道府県域で次世代型校務支援システムを共同調達する場合に、各地方公共団体における次世代校務DX環境の整備に必要な初期費用や、当該環境整備に向けた準備に必要な費用を補助している。

業務の概況と課題(小中学校教育)

教員を支える人材の確保

- 小規模団体を中心に教員を支える人材の確保に課題。指導主事の共同設置の例もあるが少数にとどまる。スクールカウンセラーの確保に県の支援が行われるほかオンラインによるALT等の活用の例もある。

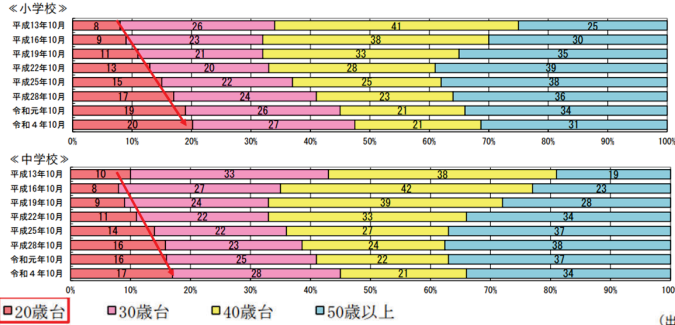
【事務処理上の課題】

- 経験豊かなベテラン教員が大量に退職し、急増する若手教師への指導技術の継承が課題となっている。このため、指導主事が役割を果たすことが求められるが、小規模団体における配置が課題。

※ 指導主事の配置のない市町村教育委員会の数: 400(23.3%) (令和4年度)

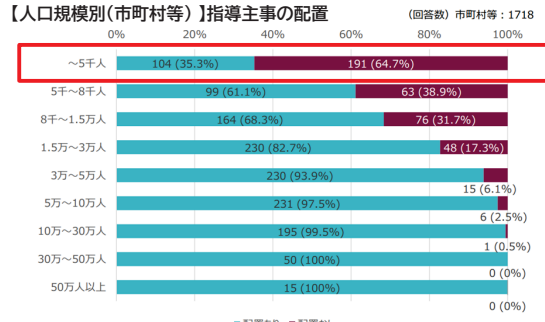
※ 指導主事の活動例: 学習指導要領の改訂のポイントを学校訪問や研修によりわかりやすく周知、GIGA端末を活用した授業の手法について指導、スクールカウンセラーの活用方法について学校間の連絡調整会議を開催

小中学校教員の年齢構成の推移



(出典) 学校教員統計調査報告書

【人口規模別(市町村等)】指導主事の配置



(出典) 教育委員会の現状に関する調査(令和4年度問)

- スクールカウンセラーについて、小学校の約3割が未配置又は不定期配置となっており、特に条件不利地などにおいて配置に課題を抱える学校もある。

※ スクールカウンセラーの配置状況(令和6年度調査): 小学校 定期配置68.1%、不定期配置26.7%、配置なし5.2%
中学校 定期配置88.3%、不定期配置 9.9%、配置なし1.7%

- 外国語におけるALTの活用、学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の実現のための外部人材の活用などにおいて、地理的条件等により、ALTや専門家の活用が困難な学校もある。

※ ALT等が参画する英語の授業時間がゼロの公立学校数(令和5年度):

小学校第3・4学年 428校(2.3%) 小学校第5・6学年 286校(1.5%) 中学校 71校(0.7%)

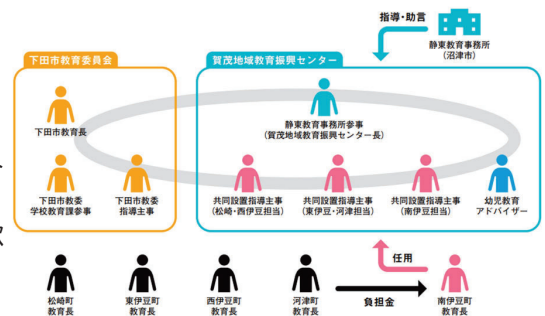
(出典) 令和5年度英語教育実施状況調査

業務の概況と課題(小中学校教育)

【課題解決に向けた取組】

- 指導主事の共同設置(静岡県東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)

- ・ 平成29年度から5町で3名の指導主事を共同設置。
- ・ 3名の指導主事は幹事町である南伊豆町の職員とし、給与を5町で案分し負担。
- ・ 地域を三分して(西伊豆町・松崎町/河津町・東伊豆町/南伊豆町)担当。
- ・ 各種研修会の講師や要請訪問等を行い、学習指導要領実施に向けたポイントの周知など授業改善に向けた取組を実施。
- ・ 現場からは、「自校の教育活動の活性化につながった」「教員個々の研修意欲の向上につながった」との声が多数。



- 都道府県による条件不利地のスクールカウンセラーの確保支援

- ・ スクールカウンセラーについては、国庫補助事業を活用して都道府県・指定都市が学校等への配置を推進することとされている。
- ・ その上で長崎県では、県内全校でのスクールカウンセラー配置の目標達成と、離島への移住者の雇用確保の観点から、独自の取組として長崎県が離島の学校のスクールカウンセラーを移住情報と併せて募集(長崎県が採用し学校に派遣)。
- ・ 令和4年度に2名のIターン者を確保し、現在も継続雇用中。

- 遠隔教育におけるALTや外部専門家の活用

- ・ 他校のALTや海外在住の元ALTをオンラインでつなぎ、ネイティブスピーカーと英語でやり取りする授業を実施

- ・ 離島の学校と本島の税務署職員をオンラインでつなぎ租税教室を実施



▲クイズを行うなど、楽しみながら学習を進める



▲税務署職員から出されたテーマに基づいてグループで検討を行い、発表を行う

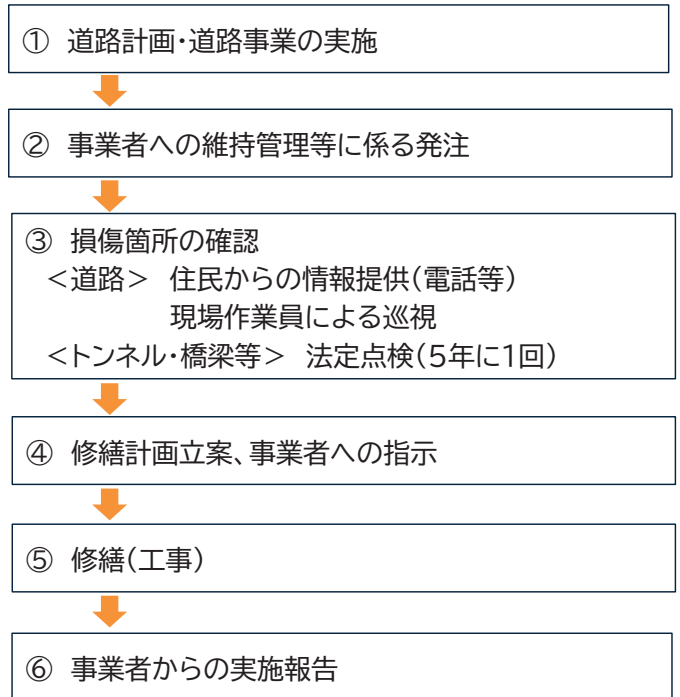
国・都道府県・市町村の主な役割分担等(インフラ管理(道路))

- 道路管理者(国・都道府県・市町村)が、それぞれ管轄する道路について維持管理を実施。
- 管理者が異なっても、**実施する業務に大きな差はない**と考えられる。

<役割分担>

	事務の種類
国	<ul style="list-style-type: none"> ・国道の計画・新設 ・指定区間の国道の管理等 ・管理費用の負担
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・指定区間外の国道(指定都市区域部分を除く。)の管理等 ・都道府県道の計画・新設 ・都道府県道の管理等 ・管理費用の負担
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村道の計画・新設 ・市町村道の管理等 ・市域に存する指定区間外の国道の維持、修繕、災害復旧以外の管理等(指定都市のみ) ・管理費用の負担 ・区域に存する都道府県道の管理費用の一部負担

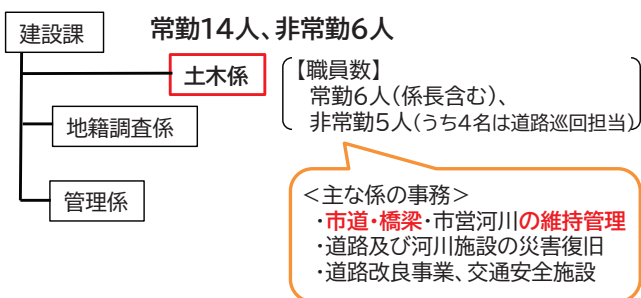
<主な業務フロー>



市町村の事務処理体制(インフラ管理(道路))

- 人口5万人規模の市、人口1,500人規模の小規模町村では、**技術職員を配置できておらず、技術的業務も含め全ての業務を事務職員が実施**しており、維持管理に係る発注や、道路巡回、住民からの情報提供の受付などを行っている実態が見られる。

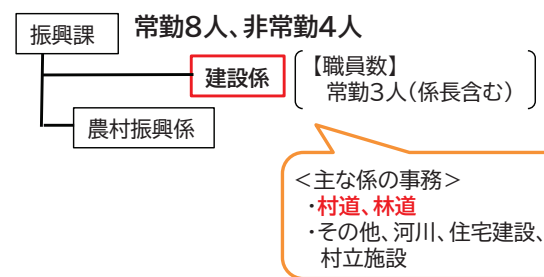
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 常勤6人の職員中、**技術職員はおらず、技術的業務も含め全ての業務を事務職員が実施**。
- 住民からの情報提供(自治会の要望、庁舎来訪、電話、メール、市LINE)や、日常的な道路巡回(4名の非常勤職員で週4日実施)により損傷箇所を発見し、修繕(月50件程度)を実施。

<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 常勤3人の職員中、**技術職員はおらず、技術的業務も含め全ての業務を事務職員が実施**。
- 住民からの情報提供(自治会の要望、庁舎来訪、電話)や、日常的な道路巡回(3名の職員で実施)により損傷箇所を発見し、修繕を実施。

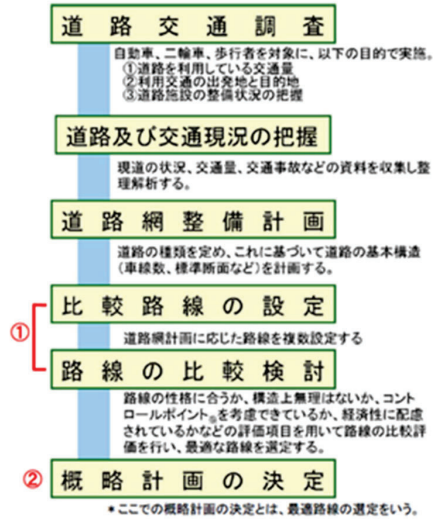
業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

①道路計画、道路事業の実施

- 道路管理者は、道路交通調査の結果に基づいて、**道路網整備計画を策定**するとともに、最適な路線の選定を行い、住民等への説明を行った上で、用地買収等、工事等の事業を実施している。
- 道路網の整備は、**住民の日常生活の実態等を踏まえ、地域の实情に応じて行うことが必要**。
- 新規の道路整備については、各地方公共団体において**予算や人員の範囲内**で、優先順位を付けた上で各年度に実施するなど、**可能な範囲で事業を行う**ことが想定され、事務負担が過大となるケースは少ないと考えられる。

【業務の概況】

- ・ 道路管理者は、道路交通調査により、現道の状況、交通量、交通事故等の状況を把握した上で、**道路網整備計画を策定**
- ・ 道路網整備計画に沿って、路線の比較検討を行い、最適な路線を選定(概略計画の決定)
- ・ 住民等への説明を行った上で、事業認定を受けて、用地買収・工事等の道路事業を実施
- ・ 工事の竣工により、道路の供用を開始



(出典)国土交通省HP「道路行政の簡単解説」

※ 道路事業の実施(新規道路の建設工事)に当たっての課題については、維持管理に係る課題(後述)と同様。

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

②事業者への維持管理等に係る発注

- **一般行政職員**が事業者への発注に当たっての仕様作成を行わざるを得ない市町村では、**仕様が適正かどうか**等についての**判断が困難**なケースが生じている。
- 広域的な維持管理の取組として、各団体が事業者と契約を締結する**共同発注**や、**他の地方公共団体への委託**を行っている例があるが、**維持管理水準**や**責任分担**の調整、**受託側においても人材が不足しておりメリットが不明確**であるといった課題がある。

【業務の概況】 想定作業量から事業費を積算した上で、**仕様を作成**。公告・入札を経て、事業者と契約手続を行う。

【事務処理上の課題】 技術職員がいないため、**一般行政職員**が研修等を受講して業務に従事しているが、**仕様の作成に当たって必要な知識を十分に備えていない**。(市町村)

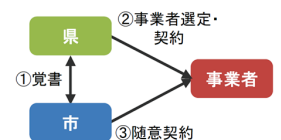
【課題解決に向けた取組】

県と市による共同発注(静岡県・下田市)

県道と市道の日常維持管理を**同一の事業者へ委託**。

- 【効果】
- ・ 市の発注事務の軽減、業務の効率化(近隣箇所をまとめて作業等)
 - ・ 県・市の業務量(業務時間)が36%削減

【課題】 将来的に**連携市町村が増えた場合、事務手続が煩雑**となり、**事業者の事務負担が大きくなる**可能性がある。

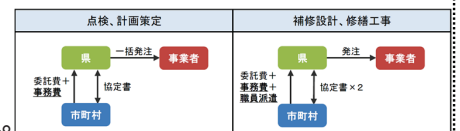


市から県への点検等業務の委託(奈良県)

県が、県と複数市町村の業務をとりまとめて橋梁点検等を**一括発注**。市町村が**県へ職員を派遣**し、県職員のサポートを受けながら自らの市町村の橋梁の補修設計等の業務に従事。

【効果】 修繕の着手率、完了率が全国平均を上回る。

【課題】 **県の技術職員数も減少**しており、**県内市町村の補完のための人的リソースが不足**。



(出典)国土交通省「第5回群マネ計画検討会」(令和6年12月16日)資料

<取組に当たっての課題等>

- ・ 共同発注について、**一括して契約事務**を行う団体にとっては、**業務が増えることになるため**取り組みづらい。(中核市)
- ・ 団体によって**維持管理水準(パトロールの頻度等)**が異なっているほか、**瑕疵があった場合等の責任の所在の明確化を図る必要**。

※ 令和7年2月7日に閣議決定された道路法改正案において、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他の地方公共団体が代行できる制度(連携協力道路制度)等が盛り込まれている。

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

③-1 損傷箇所の確認(道路)

- 道路の損傷箇所を発見するためのパトロールについて、小規模団体では、巡回に係る人員が不足している。住民からの電話等による通報もあるが、聴取内容の記録に時間を要している。
- 民間配送車両や住民投稿アプリの活用を行っている団体もあるが、小規模団体における導入には課題(山間部では車両の運行頻度が少ない、導入費用が高額)がある。

【業務の概況】 ・ 道路の巡回(パトロール)を行い、目視により損傷箇所を確認。事業者が修繕を実施。
(一般行政職員、現業職員、会計年度任用職員が実施するほか、事業者に委託している団体もある)
・ 住民からの電話等により損傷箇所を把握し、通報内容を記録した上で、現場確認等を実施。

【事務処理上の課題】 ・ 巡回を行う人員が不足している。他の部署の職員が公用車を運転する機会に、道路の点検を依頼。(町村)
・ 住民からの通報内容(損傷箇所の位置、情報等)の聴取、記録等に時間を要している。(市)

【課題解決に向けた取組】

市民投稿アプリの活用(兵庫県尼崎市)

市民が投稿用アプリを用いて、道路や公園などの不具合を投稿することが可能。



(出典)尼崎市HP

民間の配送車両の活用(茨城県鹿嶋市)

- ・ 民間企業が提供する製品配送車両とAIによる道路損傷検知技術を活用した道路維持管理サービスを導入。
- ・ 民間の配送車両が損傷箇所をAIにより探知・撮影し、市に報告。担当者が確認し、修繕の必要性を判断。



<取組に当たっての課題等>

- ・ AIを活用した道路損傷検知について、導入費用が高額であることから難しい。(一般市)
- ・ 山間部においては、民間の配送車両の運行頻度が少なく、こうした車両の活用も困難。投稿アプリについても開発費用が課題。(町村)

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

③-2 損傷箇所の確認(トンネル・橋梁等)

- トンネル、橋梁等については、5年に1回の法定点検を行うこととされており、必要な知識と技能が求められることから、多くの団体では、事業者へ委託して実施している。
- 近接目視を基本としつつ、ドローン等を活用した点検も行われているが、第三者被害の恐れがある箇所では打音検査等も併せて行う必要がある。

【業務の概況】 ・ 受託事業者が、近接目視・触診・打音等により橋梁の法定点検を実施。
・ 管内にある橋梁を5年間で全て点検(一巡)する形で、点検業務自体は毎年実施。

【事務処理上の課題】 ・ 橋梁の点検は非常に専門性が高いことから、技術職員がいない小規模団体においては、事業者が実施した業務が適正になされたかどうか等について評価・判断することが難しい。(町村)

【課題解決に向けた取組】

ドローンの活用(千葉県君津市)

- ・ 民間企業、高専と協力し、ドローンを活用した橋梁点検の実証実験を実施。
- ・ 職員自らがドローンを操縦・撮影し、撮影した映像からAIを活用し、コンクリートのひび割れ等の損傷の検知及び定量的な評価による診断補助を実施。



(出典)君津市HP及び君津市公式YouTubeチャンネル

<取組に当たっての課題等>

- ・ 橋梁の点検については、非常に専門性が高いことから、技術職員がいない小規模団体においては、事業者が実施した業務の適正性等について評価・判断することが難しい。(町村)
- ・ 委託している業務についてドローン等を活用しても、地方公共団体の職員の事務の削減に資するものではない。(県)
- ・ 桁下を道路・鉄道と交差する場合など、第三者被害を予防する必要がある箇所については、打音検査も行う必要がある。

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

⑤修繕(工事)

- トンネルや橋梁といった道路構造物の**大規模修繕**には、**高度な専門性や技術力が求められる**ことから、**技術職員が不足している小規模団体**においては、**工事の積算や施工管理**を実施することが**難しい**。
- **高度な技術力を要する修繕や、災害復旧などの大規模工事**等については、**道路法上の代行制度**を活用して、**技術力不足を補う**ことが考えられるが、今後、**技術職員の不足**が各地で**更に深刻化した場合の体制の確保**が課題と考えられる。

【業務の概況】 ・ 点検(トンネル・橋梁は5年に1回の法定点検)により発見した**損傷箇所**について、**修繕**を実施。

【事務処理上の課題】 ・ 橋梁の修繕には、**高度な専門性や技術力が必要**であることから、**技術職員がいない小規模団体**においては、**工事の積算や施工管理の実施が困難**。

【課題解決に向けた取組】

高度な技術力を有する修繕や災害復旧工事の代行

道路法において、以下のような代行制度が設けられている。

- (1) **高度な技術力・機械力を要する一定の修繕工事**について、**国が本来の道路管理者に代わって行う**ことができる。(平成25年創設)
- (2) **災害が発生した場合、都道府県が市町村に代わって災害復旧工事等を行う**ことができる。(令和2年創設)

◆活用例(福島県三島町)

- ・ 三島大橋では、高力ボルトの破断・脱落や鋼部材の塗装、床版の劣化損傷が進行していたが、**補修には高度な専門知識・技術力を要する**ため、**技術職員がいない町では対応が困難**。
- ・ 国に要請し、地方整備局の職員などで構成する「道路メンテナンス技術集団」の派遣を受けて直轄診断を行い、**国による修繕代行業業(上記(1))**として橋梁保全対策を実施。

<取組に当たっての課題等>

今後、技術職員がいない市町村が更に増加することが想定される中、**代行制度を希望する団体が増加した場合、代行する側の工事実施体制の確保に影響が生じる可能性**もある。



(出典)国土交通省東北地方整備局郡山国道委事務所HP
日本経済新聞、2015-5-2、
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ086351360R00C15A5000000/?msockid=091edf68876d6e622460ca2c86356f52>、(参照2025-2-11)

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

④、⑥ 事業者に対する指示・実施報告

- **事業者に対する損傷箇所の修繕の指示**や、事業者からの**実施報告のやり取り**に係る事務が煩雑であるほか、**小規模団体では技術職員がいない**ことからの**的確な判断・指示が困難**なケースもある。**データ連携ツール**などのデジタル技術の活用も考えられるが、小規模団体においては**導入コスト**の面で課題がある。

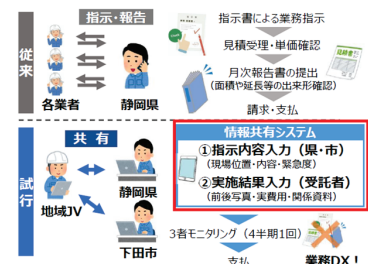
【業務の概況】 ・ **修繕が必要な箇所の情報(位置、状況等)**を、修繕の方法とともに、事業者に対して指示。
・ 事業者からの修繕の**実施報告を確認**。

【事務処理上の課題】 ・ **一般行政職員**では、技術的な知識が十分でないことから、**修繕が必要かどうかや、どのように修繕を行ったら良いか等**について、事業者への指示に当たって**的確な判断を行うことが難しい**。(町村)
・ 事業者に対して**詳細な箇所の情報を伝える必要があり、事業者とのやり取りに時間・労力を要している**。

【課題解決に向けた取組】

データ連携ツールの活用(静岡県)

- ・ 県道と市道の日常維持管理業務を**同一事業者(JV)**が**受注**することで、地方公共団体側の**事業者とのやり取りに係る負担が軽減**すると考えられる。
- ・ 静岡県及び下田市が**作業指示をシステムへ登録**(現場位置、内容、緊急度)。
- ・ 受注者はシステムで指示内容を確認。対応完了後は、**写真や関係資料とともにシステムへ実施結果を登録**。
- ・ 1つのシステムで、事業者が県と市の指示内容を一括で確認できる。



(出典)国土交通省「第5回群マネ計画検討会」(令和6年12月16日)資料

<取組に当たっての課題等>

- ・ **規模の小さい団体**においては、データ連携ツールの導入に当たって、**導入・運用費用が高額**であることから、**費用対効果の観点で、導入が難しい**。(一般市)

国・都道府県・市町村の主な役割分担(上下水道)

- 水道について、国は基本方針の策定や水道事業者の認可等を実施。**都道府県**は基本方針に基づく水道基盤強化計画等を策定するなどして、**水道事業者間の広域的な連携等を推進**。**市町村**は水道事業者等として、**水道事業等を実施**。
- 下水道について、国は水質汚濁に係る環境基準を策定。**都道府県**は**流域下水道**の管理者として、**市町村**は**公共下水道等**の管理者として、**管渠の設置や維持管理等の事務を実施**。

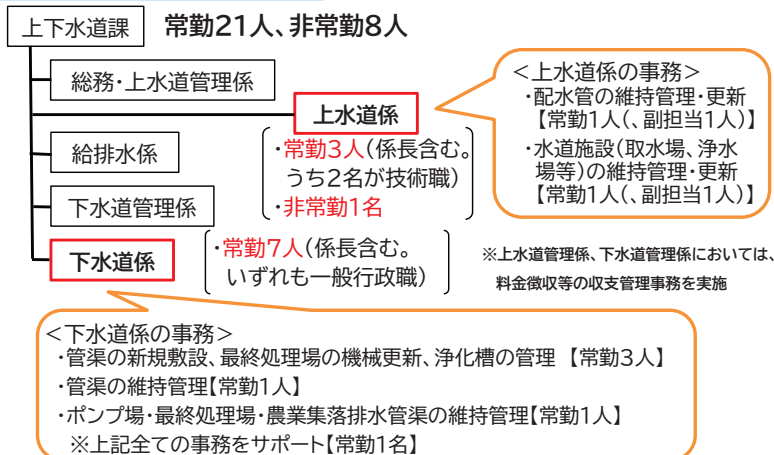
	水道		下水道	
	計画策定	水道事業等の実施	計画策定	下水道事業の実施
国	・基本方針の策定	・水道事業、水道用水供給事業の認可 ・水道施設運営権(※)の設定許可 ・国民の健康を守るため緊急に必要な場合等の水道事業者等への改善指示、給水停止命令 ・水道事業者等への技術的・財政的な援助、指導・監督	・水質汚濁に係る環境基準の策定	・公衆衛生上重大な危害が生じた場合等の下水道管理者への指示
都道府県	・基本方針に基づく 水道基盤強化計画の策定	・広域的連携等推進協議会の組織 ・水道用水供給事業の実施 ・非常時における水道用水の緊急供給命令	・流域別下水道整備総合計画の策定	・ 流域下水道の設置・管理等 ・二以上の流域下水道に係る広域的な協議会の組織
市町村		・ 水道事業等の実施 ・水道料金の決定及び徴収 ・水道施設運営権の設定		・ 公共下水道、都市下水路の設置・管理等 ・下水道使用料の決定及び徴収 ・二以上の公共下水道等に係る広域的な協議会の組織

※ **水道施設運営権の設定(コンセッション方式)**:平成30年の水道法改正により創設された、地方自治体が、水道事業者及び水道用水供給事業者としての位置付けを維持しつつ、国土交通大臣の許可を受けて、水道施設運営等事業(水道施設の全部又は一部の運営等であって、当該水道施設の利用料金を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業)に係る公共施設等運営権(水道施設運営権)を民間事業者に設定できる仕組み。

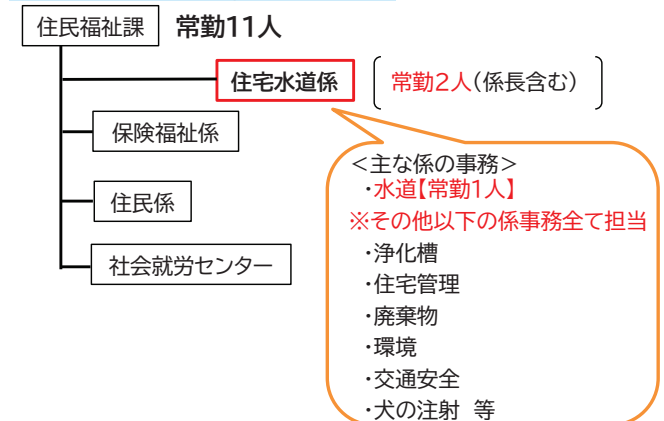
市町村の事務処理体制(上下水道)

- 人口5万人規模の市では、管路の新設、管路の維持管理、施設の維持管理など**各業務を分担**して行っているほか、特に専門的知見が必要な上水道の業務に**技術職複数名を充てている**状況が見られる。
- 人口1500人規模の小規模町村では、**水道含め係業務全てを一般行政職1名のみで担当**している状況が見られる。

<A市(人口約5万人)>



<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 【水道】現在給水人口(戸数):46,073人(21,127戸)、水道施設数:8か所
- 水道事業(配水管・水道施設の維持管理・更新)を実施。配水管等が法定耐用年数を迎える中、更新工事を平準化して計画的に実施。
 - 水道用水供給事業は福岡地区水道企業団(15団体で構成される一部事務組合)が実施。
 - 定年退職により技術職員は徐々に減少し(7名→2名)、専門性を要する水道施設の運転管理は直営から切り替え、現在は民間に委託。
- 【下水道】汚水処理人口普及率:99.2%、下水道処理人口普及率:86.3%
- 常勤7人に技術職員がいないが、公共下水道事業区域内の管渠の新規敷設・維持管理・更新や下水道施設の維持管理等の技術的業務も含めて全て実施。
 - 下水道施設の運転管理など専門性を要する事務については民間委託。

<業務の詳細>

- 【水道】現在給水人口(戸数):1,375人(718戸)、水道施設数:12か所
- 常勤2人中、技術職員はおらず、簡易水道業務(配水管・水道施設の維持管理・更新)を1人で担当。
 - 法定耐用年数を迎える水道管について、更新工事を実施できておらず、わずかな補修工事を実施するにとどまっている。
- 【下水道】汚水処理人口普及率:77.5%、下水道処理人口普及率:—
- 下水道は通っておらず、浄化槽処理やくみ取り式にて対応。
- 汚水処理人口普及率:行政人口に対し、公共下水道、農業集落排水、浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合
- 下水道処理人口普及率:行政人口に対し、下水道処理区域内人口の割合

業務の概況と課題(水道事業の現状)

- 令和6年能登半島地震の際、水道施設の被災等により、最大約14万戸の断水が発生するなど甚大な被害が生じた。耐震化していた施設では概ね機能が確保できていたものの、耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じ、水道管の破損が広範囲にわたったことで、断水の解消まで最大5か月を要した(※)。
- 全国の基幹管路の耐震適合率は約4割にとどまっており、給水人口規模が小さい団体ほど、耐震適合率が低い傾向にあるなど、水道施設の耐震化が課題となっている。

水道施設の耐震化状況 (令和4年度末)

基幹管路の耐震適合率 約42%
 浄水施設の耐震化率 約43%
 配水池の耐震化率 約64%

国土強靱化のための5か年加速化対策目標

- 基幹管路の耐震適合率 54% (令和7年度)
- 浄水施設の耐震化率 41% (令和7年度)
- 配水池の耐震化率 70% (令和7年度)

令和6年能登半島地震における被害の状況



浄水場から配水池へ向かう水道管の破損・露出 (輪島市)

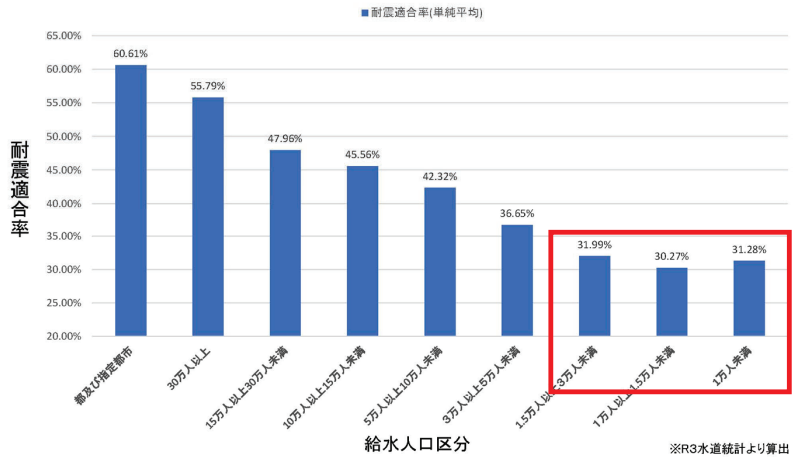


浄水場内の配管損傷 (七尾市)

(出典) 国土交通省HP

(※) 復旧に長い時間を要した要因については、学識経験者や国土交通省職員等が参画する「上下水道地震対策検討委員会」の報告書において示されており、上下水道システムの基幹施設の耐震化が未実施であったこと、半島地域特有の限られた交通手段が被災したこと、悪天候による作業時間の制約等が挙げられているところ。

基幹管路(耐用年数40年)の耐震適合率



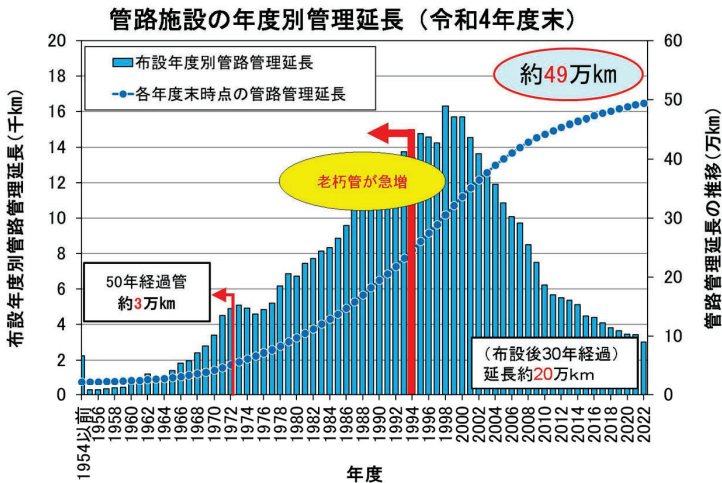
※R3水道統計より算出

業務の概況と課題(下水道事業の現状)

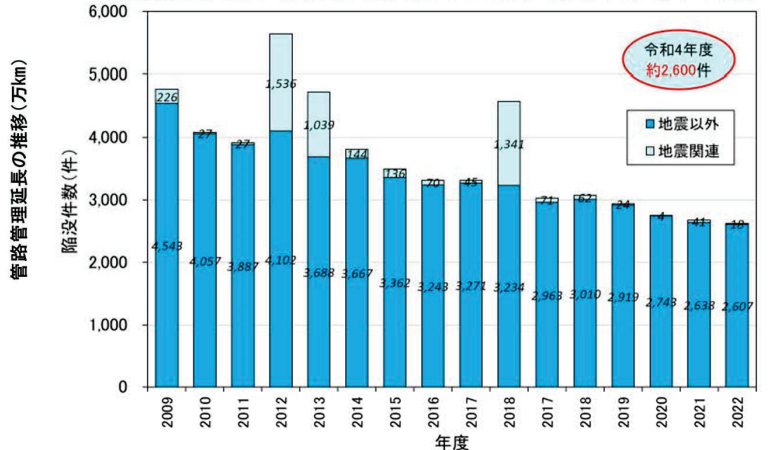
- 標準耐用年数(50年)を経過した管渠が総延長の7%あり、2042年度末には、耐用年数を経過した管渠は40%まで増加見込み。また、下水道管路に起因する道路陥没が年間約2,600件発生(2022年度)。
 - 下水処理場においても、機械・電気設備の耐用年数15年を経過した施設が約2,000箇所(全体の90%)と老朽化が進行。
- ※ 令和7年1月28日、埼玉県八潮市の県道において流域下水道管※1の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生※2。この陥没事故を踏まえ、国土交通省が一定の管路を対象に「下水道管路の全国特別重点調査」の実施を全国の団体に要請。

(※1) 埼玉県が管理し、11市4町にまたがる流域下水道

(※2) 事故原因については調査中(埼玉県において、第三者の専門家で構成する原因究明委員会を設置)



■ 管路施設に起因した道路陥没件数の推移(令和4年度)



(出典) 国土交通省 第1回下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会(令和7年2月21日)資料

業務の概況と課題(上下水道における課題への対応)

- 市町村においては、**更新が必要な管路の増加**に伴う対応や、点検等の維持管理について、**少ない技術職員で実施することに困難を感じている**団体もある。
- 経営の効率化・基盤強化の観点から、**都道府県の主導により広域化が進められている**例があるが、**地理的要因や資産の老朽化の状況の違い、料金の差等**が課題。小規模団体の支援については、**地方共同法人(日本下水道事業団)による受託や技術的支援等**も行われている(代行は少数)。

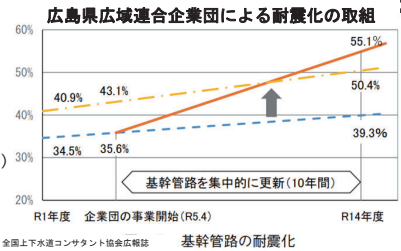
【主な役割分担】 水道法及び下水道法上、水道事業・下水道事業は原則として市町村が経営するものとされている。

【業務の概況】

- A市(人口約5万人)では、3名(うち技術職2名)で水道の維持管理を担当(工事や浄水場の運転管理は民間に委託。)。法定耐用年数を経過した水道管の増加に伴い、**漏水の発生件数が増加**。下水道の維持管理については、6名(全て一般行政職)で担当しており、管路の点検は一部事業者^(注)に委託して実施しているが、**専門的な内容の理解が困難な部分がある**。

【課題解決に向けた取組】

- 広域化の取組により**専門人材を広域で確保**することで、維持管理水準の確保を図る取組が進められている。
 - ◆ 広島県では、**14市町と県が広域連合企業団を設立して水道事業等を統合し、維持管理等の費用の削減や水道料金上昇の抑制を図っている**。また、企業団が独自に採用を行って**専門人材を確保**することで、土砂災害対策等を講ずるほか、**基幹管路の耐震化率の全国平均以上への引上げ**など、施設の強靱化にも取り組むこととしている。
 - * 都道府県は**水道基盤強化計画**を策定し、広域連携に必要な施設整備の内容等を定めることとされている(P26)
 - ◆ 秋田県では、**県・市町村・民間事業者が出資して官民出資会社を設立し、地方公共団体の下水道事業に係る計画策定や事業運営、技術継承を支援**することとしている。
- **地方共同法人**である日本下水道事業団が、**終末処理場等の建設工事の受託(R5実績:479箇所)**や**技術的援助等**を行っている例がある。議会の議決を経た上で、**補助金の交付申請や積算・発注なども含めた工事一式を代行**できる仕組みもあるが、令和元年度以降の活用実績は1団体のみ^(※)であり、活用が十分に進んでいるとは言えない。(P25)



<取組に当たっての課題>

- 各団体における水道事業の経営状況等に差がある中で、広域化によるメリットに差がある状況。また、下水道事業にあっては、団体により敷設時期が異なることや、雨水は全額公費によることなどから、関係機関で費用負担に係る合意形成が必要。

事業統合等について(水道事業・下水道事業)

- **水道事業**については、**都道府県が水道用水供給事業を行っている**ことなどから、**都道府県と市町村が一部事務組合等を設立**して事業統合や経営の一体化を行っている事例が見られる。
- **下水道事業**については、下水道整備の際に**市町村同士で一部事務組合等を設立**した例があるが、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合や経営の一体化を行った事例は近年ない。ただし、**県単位で官民出資会社や公社を活用して経営基盤を強化する取組**を行っている事例が見られる。

	水道事業に係る事例	下水道事業に係る事例
市町村同士の事業統合等	市町村同士で一部事務組合、広域連合を設立 <ul style="list-style-type: none"> ・中空知広域水道企業団 ・群馬東部水道企業団 ・秩父広域市町村圏組合 ・燕・弥彦総合事務組合 ・淡路広域水道企業団 ・佐賀西部広域水道企業団 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・日立・高萩広域下水道組合 ・坂戸・鶴ヶ島下水道組合 ・皆野・長瀬下水道組合 ・君津富津広域下水道組合 ・木曾広域連合 など ※ 上記は いずれも公共下水道の事業着手に際し、一部事務組合や広域連合を設立した事例であり、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合を行った例は、近年はない。
都道府県と市町村の事業統合等	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県広域水道企業団 ・かずさ水道広域連合企業団 ・奈良県広域水道企業団 ・広島県水道広域連合企業団 ※このほか、水道用水供給事業を行う一部事務組合・広域連合が6つ存在。	事例なし ※事業統合等にまで至らないものの、 秋田県(官民出資会社の設立)や、長野県(下水道公社による維持管理の広域化・共同化)等、県単位での取組が見られる。

(備考) 総務省・農林水産省・国土交通省・環境省「広域化・共同化計画実施マニュアル」(令和6年4月)を基に事務局において作成

国・都道府県・市町村の主な役割分担(鳥獣被害対策)

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害対策については、国は基本方針の策定、都道府県は市町村から要請を受けて実施する措置や人材育成などの役割を担っている。それ以外の被害防止計画の策定や、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲、防護柵の設置等の被害防止措置の実施は、基本的に市町村が実施。^{※1}
- なお、このほか鳥獣保護管理の関係で、都道府県が猟区の設定、特定鳥獣管理計画の策定・実施等の鳥獣保護管理事業を実施。^{※2}

	計画策定	被害対策措置	交付金	(参考)鳥獣保護管理
国	・鳥獣被害防止施策の実施等に係る 基本指針の策定	・市町村からの要請を受けた場合の必要な措置の実施(環境大臣)	・鳥獣被害防止総合対策交付金の都道府県への交付	・鳥獣保護管理事業に係る基本指針の策定 ・鳥獣捕獲等の許可 ・鳥獣保護区の指定・保全事業 ・特定希少鳥獣管理計画の策定
都道府県	・被害防止計画作成に関する市町村への援助	・被害防止計画の実施に関する市町村への援助 ・ 市町村からの要請を受けた場合の必要な措置の実施 ※広域的な捕獲の実施等	・鳥獣被害防止総合対策交付金の地域協議会(市町村設置)等への交付	・ 鳥獣保護管理事業計画 の策定 ・特定鳥獣保護・管理計画の策定 ・ 鳥獣捕獲等の許可 ・鳥獣捕獲等事業者の認定 ・鳥獣保護区の指定・保全事業 ・ 狩猟免許の交付
市町村	・ 被害防止計画の作成	・被害防止計画に基づく 鳥獣の捕獲、防護柵の設置等の被害防止措置の実施 (猟友会等への委託を含む。) ・ 地域協議会^{※3}の設置 ・ 鳥獣被害対策実施隊 の設置	・地域協議会の事務局等として、鳥獣被害防止総合対策交付金の被害対策防止実施者等への支給	・ 鳥獣捕獲等の許可 (被害防止計画に許可権限の移譲を定めた場合) ・危険鳥獣(クマ等)の緊急銃猟の実施(捕獲者への委託含む)

(※1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)における役割分担を中心に整理。

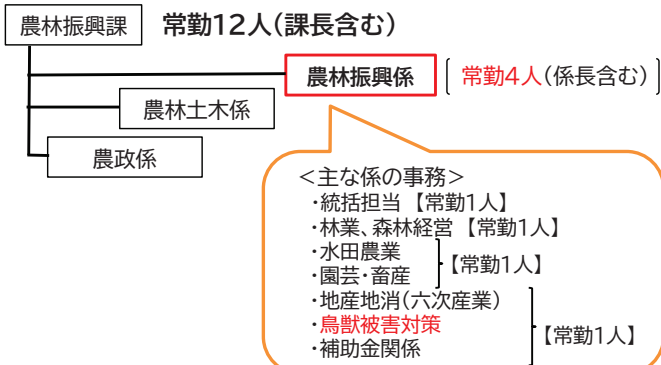
(※2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)における役割分担を整理。

(※3) 地域協議会:被害防止計画の作成及び変更に関する協議や被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会。市町村のほか、農林漁業団体、被害防止施策の実施に携わる者、地域住民、学識経験者等をもって構成する。

市町村の事務処理体制(鳥獣被害対策)

- 人口5万人規模の市では、**常勤職員1人が鳥獣被害対策のほか、地産地消、補助金関係事務を兼務**している。
- 人口1,500人規模の小規模町村では、**常勤職員1人が鳥獣被害対策及び林務を兼務**している。
- いずれの団体も、捕獲活動は猟友会に委託し、担当職員は協議会運営、捕獲許可、捕獲物確認、交付金関係事務を実施。わなの設置等については、猟友会と自治体が共同で実施する場合もある。**高齢化が進み、将来的な猟師の人材確保や技術の継承には、課題や不安を抱えている。**

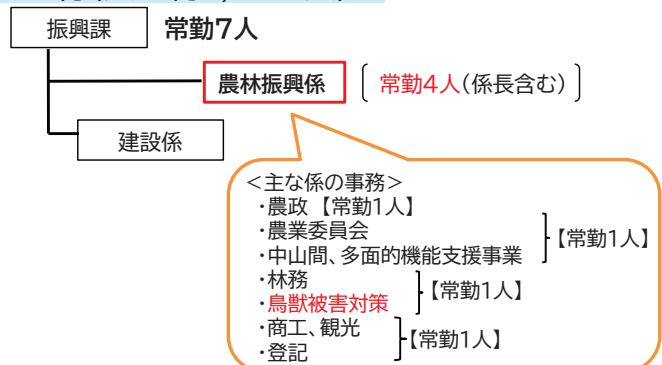
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 3年ごとに、対象鳥獣の種類、捕獲計画、対策内容等を規定した被害防止計画を作成。
- 捕獲活動は猟友会(20名程度で構成。60才以上の高齢者が約半数)に委託。住民から市へ被害の連絡があれば、市から猟友会に捕獲を依頼。市の担当者も現地確認に同行し、必要に応じてわなの設置を補助(年に5~6回程度)。わなの設置や移動は、高齢の猟友会員で困難な場合は、市職員が現地に赴くこともある。防護柵の設置は、住民自ら実施。
- そのほか、捕獲許可、鳥獣被害対策実施隊の登録(R7年度:23名)、猟師の捕獲物の確認及び鳥獣被害防止総合対策交付金の申請・支給事務(年4回程度)を実施。
- 猟友会の登録数は増えているが、**捕獲活動のメインは高齢者。将来の人材確保や技術の継承は課題。**

<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 3年ごとに、対象鳥獣の種類、捕獲計画、対策内容等を規定した被害防止計画を作成。
- 捕獲活動は猟友会(35名程度で構成。60~70代が約半数)に委託。クマの檻の設置は、村と猟友会が共同で実施(R6年度は3回程度、村役場4名、猟友会2名程度で実施)。防護柵の設置は、住民自ら実施。
- そのほか、捕獲許可、実施隊の登録、補助金の申請・支給、猟師の捕獲物の確認を実施。また、地域おこし協力隊員3名が猟友会に入って活動しており、ジビエ施設での加工も実施。
- **猟友会の登録者のうち実働は約半数であり、高齢者が中心で、将来的な担い手確保には不安がある。**新規登録者も増えておらず、担い手確保の取組を行いたいのが、係の人手も足りず、余裕がない。

業務の概況と課題(鳥獣被害対策)

鳥獣被害対策における持続可能な体制の確保

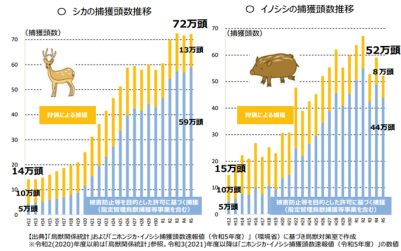
- クマやイノシシが日常生活圏に出没する事例が増加し、住民の関心が高まる中、**鳥獣被害対策の担い手は高齢化が進み、担い手の育成・確保や集落全体での被害対策への支援が必要。**
- これらの業務を担う**職員には専門的知見が必要**であり、都道府県が市町村職員等の研修や、集落の自立支援を行う例も見られるものの、**小規模団体における職員配置や知見や経験の継承には課題がある。**

【業務の概況】

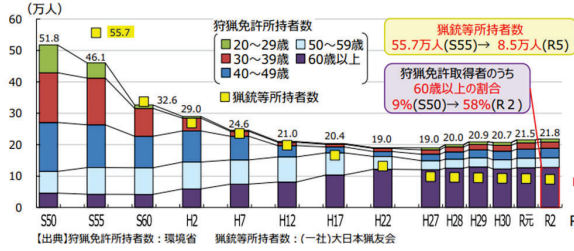
- **鳥獣の保護管理は都道府県が行うこととされている。鳥獣による農林水産業等の被害対策は市町村がその実施に努めることとされており、都道府県も、被害状況や市町村の取組状況を踏まえて必要な措置の実施に努めることとされている。**
- 市町村の主な事務としては、計画の策定や、交付金の交付に係る事務に加え、**鳥獣被害対策実施隊としての鳥獣の捕獲や防護柵の設置など具体的な被害対策も行っている。**

【事務処理上の課題】

- 近年、クマやイノシシが人の日常生活圏に出没し、人身被害が発生する事例等が増加しており、**住民の関心も高い。**シカ・イノシシの捕獲頭数は増加傾向にあるが、**狩猟免許取得者等の高齢化が進み、将来的な担い手不足が懸念**される。ヒアリングにおいても猟友会等の高齢化は進み、新規加入も伸び悩んでいるといった声もあった。
- このため、**将来的な担い手の育成・確保、集落全体での取り組みへの支援も必要**であるが、担い手の育成・確保や集落への支援には、**担当する職員にも野生鳥獣の生態・行動に関する知識や個別の対策に係る技術・経験(捕獲技術、柵の設置や追払いの技術等)に加え、市町村内の被害状況等の的確な把握と効果的な対策の企画立案の能力などの専門的な知識や経験が必要**となる。
 しかしながら、特に小規模団体においては**鳥獣被害対策専門の職員を配置することは困難**であり、**人事異動等もあることから知見や経験の継承等にも課題がある。**



【狩猟免許所持者数・猟銃等所持者数の推移】



業務の概況と課題(鳥獣被害対策)

【課題解決に向けた取組】

<兵庫県>

○森林動物研究センターによる人材育成事業

- ・ 森林動物研究センターに野生動物による被害防止技術の普及や鳥獣害に強い集落づくり支援を行う**森林動物専門員を5名配置**し、県・市町職員、JA職員を対象とした獣害対策の研修会や、**集落住民等を対象とした被害対策セミナー**等を実施。
- ・ **兵庫県立大学の教授等**を同センターの研究員に任命し、専門員と連携し、調査研究・普及啓発を実施。

○鳥獣被害集落自立サポート事業

- ・ 防護柵等による防御技術と箱わなによる捕獲技術双方の指導が可能な人材を兵庫県が雇用し、市町と協議の上、**現地アドバイザー**として集落に派遣。現地アドバイザーは定期的に集落を巡回・指導。

<宮崎県>

○鳥獣被害対策緊急プロジェクト

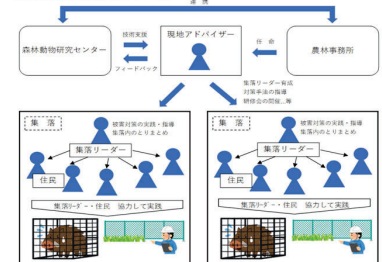
- ・ 宮崎県では平成22年にプロジェクトを立ち上げ、本庁の「鳥獣被害対策特命チーム」、各地域における「地域鳥獣被害対策特命チーム」を設置。平成24年に技術面の支援を行う「鳥獣被害対策支援センター」を設置。

(重点現地支援)

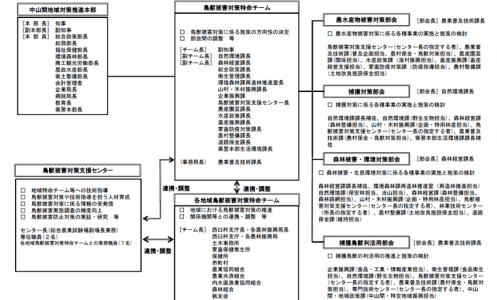
- ・ **県と市町村が協議の上、支援すべき地域を選定の上、市町村や集落と連携し、モデル地域で防護柵の設置等の現地指導や、設置後の管理法に係る研修会等を実施(鳥獣被害対策マイスター)**
- ・ 技術指導を行う鳥獣被害対策マイスター(県・市・団体職員)を育成し、マイスターによる講習会・現地指導を実施。
- (鳥獣被害対策地域リーダーの育成)
 - ・ 集落対策の先導役として、集落の代表者等を鳥獣被害対策地域リーダーとして育成(R6年度107名)



農業者向け電気柵研修会
【対策の実践支援のスキーム】



宮崎県鳥獣被害対策特命チーム体系図(2025~)



国・都道府県・市町村の主な役割分担(地球温暖化対策)

- 国は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策推進計画・政府実行計画を策定することとされており、**全ての地方公共団体には、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定が義務付けられている**※1。
- **都道府県等※2には、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定が義務付けられているが、その他の市町村については努力義務とされている**※1。
- このほか、市町村は、地球温暖化等の気候変動に起因する健康や生活環境等への影響に対応するため、気候変動適応法に基づき、熱中症対策等に係る事務を行うこととされている。

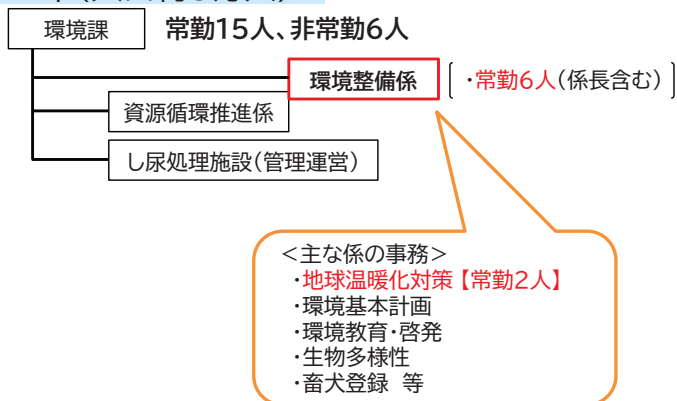
	地球温暖化対策推進法※に基づく事務 <small>※地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)</small>	(参考)気候変動適応法に基づく事務
国	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画の策定 ・政府実行計画の策定 ・促進区域(地域脱炭素化促進事業の対象区域)に係る全国一律の環境配慮基準の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応計画の策定 ・熱中症対策実行計画の策定
都道府県等	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定 →地方公共団体の事務事業に係る温室効果ガスの排出量の削減等の取組を実施(記載事項) <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする温室効果ガスの種類、計画期間等の基本的事項 ・温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標 ・具体的な取組項目及びその目標(庁舎・管理する施設の省エネ対策等)等 ・地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定 →地域における温室効果ガスの排出量の削減等の取組を実施(記載事項) <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー導入の促進 ・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進 ・都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善等 ・事業者が申請する地域脱炭素化促進事業計画の認定(2つの市町村にまたがる事業に限る。) ・促進区域に係る地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準の策定(都道府県のみ・任意) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域気候変動適応計画の策定(努力義務)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定 ・地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定(努力義務) ・事業者が申請する地域脱炭素化促進事業計画の認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域気候変動適応計画の策定(努力義務) ・指定暑熱避難施設の指定 ・熱中症対策普及団体の指定

※1 複数の地方公共団体による共同策定も可能
 ※2 都道府県等には、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市を含む。

市町村の事務処理体制(地球温暖化対策)

- 人口5万人規模の市では、**地方公共団体実行計画(事務事業編・区域施策編)を策定し、中小企業の脱炭素化の取組を支援しているが、具体的な取組に関するノウハウが不足しており、外部のアドバイザーを活用している。**
- 人口1,500人規模の小規模町村では、職員1名が他業務を行いつつ事務を担当しており、**地方公共団体実行計画(事務事業編)の改定やフォローアップができていない状況。**

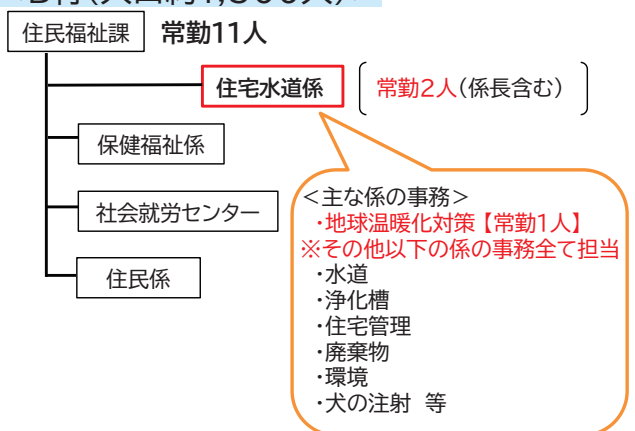
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 常勤2人が、業務を担当。
- 地方公共団体実行計画(事務事業編・区域施策編)を策定した上で、国のモデル事業に参加し、市内の中小企業の脱炭素化の取組支援(金融機関や太陽光パネル事業者とのマッチング等)を実施。
- 目標達成のための具体的な取組について職員のノウハウが不足していることから、外部のアドバイザーと契約し、週1回ペースで派遣を受けて中小企業の脱炭素化の取組支援策等に関して相談。

<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 常勤2人中、1人が水道等の他業務を行いつつ担当。
- 担当職員では市内の温室効果ガスの総排出量の算出等が困難であることから、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定は、事業者に委託して行ったが、委託に係る費用が課題となり、計画の改定やフォローアップができていない状況。

業務の概況と課題(地球温暖化対策)

脱炭素化の推進

- 地方公共団体の事務事業における脱炭素化の取組については、特に小規模市町村において、地球温暖化対策を担当する人員やノウハウの不足が課題となっている。
- また、地域の脱炭素化の推進については、専門人材やノウハウの不足等の課題があり、再生可能エネルギーの地産地消を進めるため、地域の各主体との連携の取組を行っている例もある。

【業務の概況】

- 2050年カーボンニュートラルに向けた2030年度46%削減の目標達成のため、地球温暖化対策推進法に基づき、全ての地方公共団体には地方公共団体実行計画の事務事業編の策定が義務付けられており※、これに基づき、地方公共団体の事務事業における脱炭素化の取組(庁舎への太陽光パネルの導入、公共施設における省エネ対策等)が実施されている。
 - また、都道府県・指定都市・中核市等には、同計画の区域施策編の策定が義務付けられ、その他の市町村については努力義務となっており※、同計画に基づき、地域の脱炭素化の取組(地域における再生可能エネルギー導入の促進等)が実施されている。
- ※ 複数の地方公共団体による共同策定も可能【共同策定数(令和6年10月1日時点):事務事業編53団体、区域施策編35団体】

【事務処理上の課題】

- 地方公共団体の事務事業における脱炭素化の取組については、特に小規模市町村においては、地球温暖化対策を担当する人員やノウハウの不足が課題となり、計画を策定したものの、必要なフォローアップが十分にできていない状況も見られる。
- また、地域の脱炭素化の取組については、太陽光・風力発電等の再生可能エネルギーや、地域エネルギー会社の運営に関する専門知識を有する人材の不足や体制確保が課題となっており、小規模市町村を中心に取組が進んでいない。

■ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定率(令和6年10月1日)

	事務事業編	区域施策編
全都道府県・市町村	94.5%	52.6%
人口1万人未満の市町村	85.0%	28.8%

(備考)環境省「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会取りまとめ」(令和6年12月13日)、「令和6年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書」より事務局作成

- 地域の脱炭素化を推進するためには、再生可能エネルギーの地産地消が重要であり、地方公共団体と地域の各主体(民間企業、地域金融、地域エネルギー会社等)との連携を更に進めることも必要だが、取組は一部にとどまっている。

業務の概況と課題(地球温暖化対策)

【課題解決に向けた取組】

<地方公共団体間の連携>

(連携中枢都市圏における連携①)

- ・ 北九州都市圏域では、圏域内の市町(6市12町)の公共施設をまとめて、PPA※1事業者を公募することにより、スケールメリットを創出し、安定的で低廉な再エネ電力を調達。

※1 PPA:Power Purchase Agreement(電力購入契約)。地方公共団体が所有する建物の屋根や遊休地を事業者に貸し、そこに太陽光発電設備を設置して再生可能エネルギー電気を調達する仕組み。

(連携中枢都市圏における連携②)

- ・ 熊本連携中枢都市圏では、連携中枢都市の熊本市が、連携市町村と共同で実行計画(区域施策編)を策定。
- ・ 国の交付金※2も活用し、圏域内の市町村(8市10町2村)における太陽光発電設備・蓄電池の導入を行うとともに、圏域において、初期費用不要なPPA方式のノウハウを共有し、事業の効率化や水平展開を図っている。

※2 重点対策加速化事業:「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の採択事業。全国148団体(35府県88市25町)の事業が採択(令和7年2月3日時点)

(地域新電力※3の共同設立)

- ・ 能勢町・豊能町(大阪府)と地域の法人の出資により2020年に「株式会社能勢・豊能まちづくり」を設立、ゼロカーボン電気の供給、再エネ普及等の取組を実施。

※3 地域新電力:地方公共団体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者

(県による市町村の小水力発電開発支援)

- ・ 長野県では、県内市町村・土地改良区等が小水力発電施設を設置しようとする際に、企業局が設計段階から建設の施工監理、保守管理までを受託し、技術面での支援を実施。
- ・ 発電した電力は県内市町村・土地改良区等が自らの施設で利用するほか、再エネ特措法※4に基づく固定価格買取制度(FIT)を利用して電力会社に売電。

※4 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)

<地域の多様な主体との連携>

(金融機関との連携)

- ・ 山陰合同銀行は、全国の銀行で初となる再エネ発電事業を行う会社「ごうぎんエナジー株式会社」を全額出資により設立。
- ・ 米子市・境港市と連携し、再生可能エネルギーの地産地消の取組を進めている。
- ・ 具体的には、両市内の公共施設への太陽光発電の導入、既存の再エネ施設の再エネ電力供給、再エネ需給調整を可能とする大規模蓄電池の整備等の取組を実施。



国・都道府県・市町村等の主な役割分担(消費者行政)

- 国(独法)は、休日などに地方公共団体のセンターを補完する役割を果たしているほか、海外事業者対応や外国人観光客向けの相談といった専門性の高い相談に対応。
- 都道府県は「広域的な見地や専門的な知識を必要とする相談対応」、市町村は「住民からの相談対応」を行うこととされているが、実際は、住民から相談を受けた機関(都道府県、市町村)が内容を問わず対応している状況。
- このほか、地域住民に対する情報提供(啓発活動、出前講座等)や、見守りネットワークの構築(高齢者へのアプローチ等)など、地域コミュニティと密接な関連性を有する業務も存在。

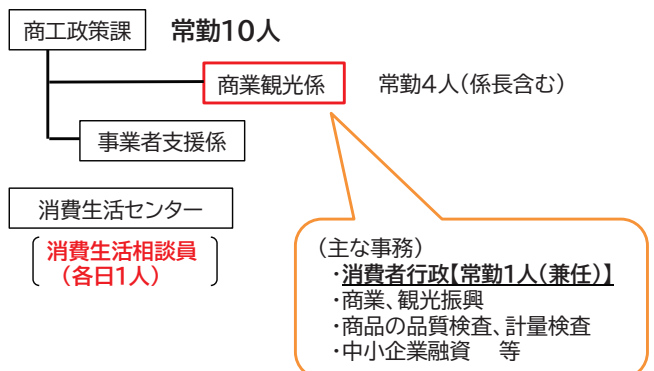
	①相談受付・対応等		②相談対応後のシステム入力・制度対応等	③消費者安全の確保のための情報提供・見守り
		あっせん		
国等 (消費者庁・独法国民生活センター)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民からの苦情、問合せ等に対する必要な情報提供 *国民生活センターは以下の相談に対応 <ul style="list-style-type: none"> ・休日や昼休みなど地方公共団体のセンターの閉庁日等の相談対応 ・海外事業者とのトラブルの相談対応 ・外国人観光客からの相談対応 		【消費者庁・関係省庁】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政処分等(業務停止命令等) 【独法】 <ul style="list-style-type: none"> ○ PIO-NETの運営、相談情報の分析 ○ 相談内容と関係する省庁への規制等の要望 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民に対する広報活動 ○ 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置促進
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村に対する援助 ○ 広域的な見地や専門的な知識を必要とする相談受付・対応 ○ 消費生活センターの設置(義務) ○ 市町村との情報交換 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な見地や専門的な知識を必要とする相談について、事業者に対する交渉(あっせん)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ データベース(※)への入力等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対する情報提供 ○ 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民からの相談対応 ○ 消費生活センターの設置(努力義務) ※センター設置市町村数:1,132(設置率65.8%)(R6.4現在) ○ 都道府県との情報交換 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者に対する交渉(あっせん)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ データベース(※)への入力等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対する情報提供 ○ 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置 ※基本的には市町村が主導

(※) 全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)。全国の消費生活センター等から相談情報を収集し、分析した上で施策や相談対応に活用。

市町村の事務処理体制(消費者行政)

- 人口5万人規模の市では、消費生活センターを設置しており消費生活相談員を配置できているが、相談員の高齢化に直面している状況が見られる。
- 人口1,500人規模の小規模町村では、専任の職員がおらず(相談員の資格をもたない兼任職員が対応)、都道府県から派遣された相談員が相談対応(月1回)を行っている状況が見られる。

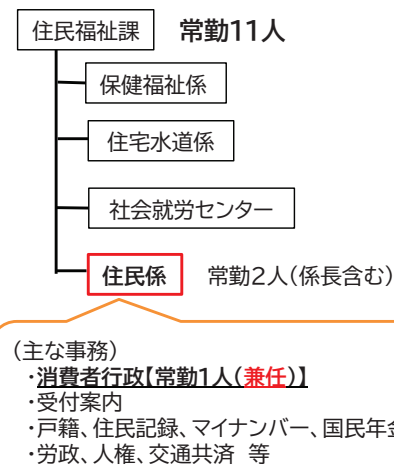
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 商業政策課
- 係長と1人の常勤職員(兼任)が消費生活センターの運営に関する業務や消費者向けの啓発(出前講座等)を実施。
- 消費生活センター
- 消費生活相談員(委託先(公益社団法人)から派遣)3人が在籍しており、輪番で各日1人が相談対応を実施。
 - 相談員はいずれも50代後半～60代後半であり、将来の担い手の確保に課題がある。
 - 件数は約250件/年。
 - 相談対応の所要時間は、内容によるが短くとも30分以上、場合によっては後日のフォローアップも実施。

<B村(人口約1,500人)>



※消費生活相談員はいない。

<業務の詳細>

- 1人の常勤職員(兼任)が相談対応。
- 件数は僅少。専門的な相談など村での対応が難しい場合は、都道府県の消費生活センターを案内する場合も存在。
- 都道府県から月に1回、相談員の派遣を受け、当該相談員が役場内で住民からの相談に対応している。

業務の概況と課題(消費者行政)

①相談受付・対応

- **小規模市町村**では、国家資格である**消費生活相談員の確保が困難**な状況であるほか、**相談内容が複雑化・高度化**(インターネット上の取引に関する相談の増加等)する中、**相談件数が少ない**ため職員の**ノウハウが蓄積されない**といった課題がある。
- 都道府県と市町村のセンターの**役割分担が不明確**という指摘もある。
- **消費生活センターの共同設置**等を行っている例もあるが、**対面による相談が効果的なケースも存在**することから、**住民が身近な範囲に相談できる環境を確保**することも重要と考えられる。

【業務の概況】

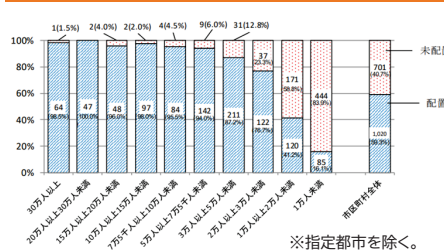
- ・ 消費者からの相談は**電話**によるケースが多く、内容によっては、**事業者との仲介(あっせん)**、後日のフォローアップを行う。
- ・ 市町村の相談センターで対応が難しいものについては、**都道府県のセンターを案内**するものもある。

【事務処理上の課題】

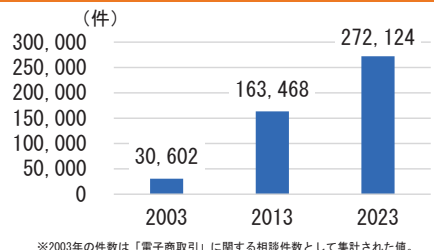
- ・ 現職の消費生活相談員のうち有資格者(国家資格)は**全国で約1,700名**しかいない。域内の新規合格者が10名程度の都道府県(人口500万人以上)もあり、人材の奪い合いに直面。
- ・ **相談員がいない**ことから、兼任職員が相談に対応しているが、**年間数件と処理件数が少ない**ため**ノウハウの蓄積が困難**。(町村)
- ・ **インターネット通販関係**など域外の事業者とのトラブルについて、**小規模団体では事業者へのあっせんが難しい**。(町村)
- ・ **県と市の消費生活センターで受け付ける相談内容を区別**しておらず、**役割分担が不明確**。(中核市)
- ・ 都道府県のセンターから、**対面での相談が効果的**である(例:**契約書等の書類の確認、スマホの画面を見ながら相談**等)と判断され、**市町村のセンターに引き継がれる**ケースがあり、こうした対応に人手を要している。

	消費者安全法上の主な役割	実際に対応する案件
都道府県	○広域的な見地や専門的な知識を必要とする相談対応	○ネット通販関係 ○金融商品関係 ○エステ関係 ・ ・ ・
市町村	○消費者からの相談対応	・ ・ 等

市町村の人口規模別の相談員の配置状況



インターネット通販に関する相談件数



業務の概況と課題(消費者行政)

【課題解決に向けた取組】

○ 消費生活センターの共同設置(相楽広域行政組合)

- ・ 近隣市町村(1市3町1村(人口計12万人))で構成する**一部事務組合において消費生活センターを共同設置**し、消費生活相談員を2名確保。

<参考> 消費生活相談に係る共同処理制度の活用状況: **全国で82件(170団体)** (注)
(注) 地方自治法上の事務の共同処理制度(一部事務組合、事務の委託等)の活用件数(R5.7.1現在)

共同設置の効果のイメージ



○ 同一のNPOへの消費生活相談業務の委託(鳥取県、佐賀県)

- ・ 全県又は県内ブロックごとに**同じ事業者**に市町村から**相談対応業務を委託**。**曜日ごとに消費生活相談員が各市町村を巡回**。相談員がいる日は対面でも相談を受け付け、相談員が他の市町村にいる日も電話を転送することで相談を受け付けるなどしている。

○ 都道府県からの消費生活相談員の派遣

- ・ 月に1度、**都道府県の消費生活相談員が村に派遣**され、相談を受け付けている。(町村)

<取組に当たっての課題等>

- **対面での相談が効果的な場合もある**が、消費生活センターの共同設置・集約化を行う場合、**窓口までの距離が遠くなる**住民が発生する。
- 消費生活センターの共同設置等を行う場合、市町村ごとに相談件数等が異なることから、**費用負担をどのようにするのか調整**が必要であるほか、**都道府県など規模の大きい団体においても、相談員が不足**しているという状況がある。

各行政分野における課題等を踏まえた検討①

介護保険

- 介護認定審査会の委員のほか、専門性が求められる認定調査等を担うケアマネジャーの確保については、広域で取り組むことが有効か。
- 事業者に対する指導については、中小規模の市町村では十分に行えていない、件数の少なさからノウハウが蓄積されないなどの課題が見られることから、広域で取り組むことが考えられるか。
- 要介護者の認定調査について、居宅訪問による個々人の身体機能や生活機能等の調査については、引き続き住民に近い市町村等が対面により行う必要があるか。他方、医師・事業者等とのやり取りについては、事務量が多く、一部でデジタル技術の活用も見られるが、デジタル化の徹底による効率化が考えられるか。

国民健康保険

- 保険給付に要した費用については、市町村を経由せず、都道府県から直接、国保連へ給付費を支払うことで効率化が図られるか。
- 保険料の納付勧奨や特定健診の受診勧奨等のうち、定型業務は委託等による集約化が考えられる。他方、訪問勧奨等住民への個別対応が必要なケースは、引き続き市町村職員が担う必要があるが、保険料の滞納整理等は、広域での共同処理が有効か。
- レセプトデータ分析等の専門性が高く小規模市町村で体制構築が難しい業務等については、都道府県単位で設置される国保連や都道府県が広域支援の役割を果たすことが考えられるか。
- 特定保健指導について、住民一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が求められるため、引き続き市町村が担う必要があるが、指導事務を担う保健師については、国保連や都道府県による広域的な確保が有効か。

保育

- 施設給付について、加算・減算などの複雑な仕組みの理解や、施設数が多い場合の事務量が課題となっている点について、システム化や事務の簡素化による対応が考えられるか。
- 保育所への入所調整については、入所需要の多い一定規模以上の団体については、デジタル技術の活用により効率化を図ることが効果的か。一方、必要性認定に当たり市町村独自の項目があるため共通システム化には課題もあるが、どのような方法が考えられるか。

各行政分野における課題等を踏まえた検討②

インフラ管理

- 道路整備の計画については、引き続き各道路管理者において、地域の実情を踏まえて行うことが必要。
- 道路管理については、修繕等の仕様作成等に必要な技術的な知見の不足が課題。管理者によって実施する業務に大きな差はないことから、地方公共団体の枠を越えて維持管理に取り組むことが効果的か。受託側のインセンティブやリソースの確保をどのように考えるか。
- 道路の損傷個所の確認については、住民による通報や民間事業者など外部リソースの活用が効果的か。中小規模の団体でも取組を進めるためには、費用を抑えてデジタル化を進めることができるかが課題か。

消費者行政

- 消費生活相談については、相談内容が複雑化・高度化する中、専門的な消費生活相談員の確保に課題が生じているほか、小規模市町村では相談件数が少なくノウハウが蓄積されない状況にある。都道府県と市町村の役割が実態上重複しており、広域で専門人材を確保し共同処理することが効果的ではないか。一人当たりの相談件数のボリュームを確保することで、専門人材の処遇を改善し、安定的な確保につながるか。また、上記の観点から、都道府県と市町村の役割分担についても整理が必要ではないか。
- 他方で、市町村の福祉部門や自治会等との連携により住民のアクセスポイントや対面での相談機会を確保することも重要であり、各市町村も一定の役割を果たすことが必要だと考えられ、広域化の方向性とどのようにバランスをとるか。

給付事務

- 保護者による児童の監護の有無など、個々の住民に関する現況確認が必要な給付金については、市町村等が一定の役割を果たすことが必要である。他方、そのような実態の確認が不要な全国一律の個人給付については、デジタル技術を活用して国が実施することが考えられるか。

各行政分野における課題等を踏まえた検討③

教育

- 校務支援システムの導入については、小規模団体における財政負担や人材不足の課題があるが、業務の共通性を踏まえれば、都道府県が共同調達を主導することなどにより支援することが考えられるか。
- 指導主事のように、業務量や事務の性質により小規模団体が単独で配置することが困難な場合や、スクールカウンセラーのように日常的に児童・生徒と直接顔を合わせる必要がある専門人材の確保が困難な場合は、広域化や都道府県による支援が考えられるか。他方、ALTや外部専門家の活用等については、オンラインを活用した遠隔での対応も考えられるか。

老人福祉施設

- 養護老人ホームの措置費の算定については、個々の市町村における算定基準の改定の負担が大きいことから、都道府県が広域的な観点から域内の状況を比較考量した上で標準的な基準を設定する等の支援が考えられるか。標準基準の設定に留まらず、措置費の算定事務自体の役割分担の見直しも考えられるか。

上下水道

- 上下水道事業については、事業に従事する職員数が減少傾向にある中、技術職員を含めた業務処理体制の確保が必要であり、広域的な対応が有効か。資産の老朽化の状況の違いや料金水準・経営状況の差などが、広域化に当たっての課題となっている中、広域化をどのように推進すべきか。
- 広域化に当たっては、市町村間の連携を図ることに加え、都道府県が流域下水道の設置・管理や、水道用水供給事業を行っている場合等には、都道府県に上下水道事業運営に関する専門知識やノウハウがあることから、都道府県・市町村の枠を越えて取り組むことが効果的か。
- 全国規模の地方共同法人による工事の受託や代行の活用を更に進めることも考えられるか。

各行政分野における課題等を踏まえた検討④

地球温暖化対策

- 全地方公共団体に求められる自らの事務事業の脱炭素化については、特に小規模な市町村においては、専門的な知見の活用やノウハウの蓄積、コスト削減の観点から、都道府県や連携中枢都市圏を構成する複数市町村と共同調達を行うなど共同して実施することなどが考えられるか。
- 地域の脱炭素化の促進については、特に小規模な市町村においては、地域全体の脱炭素化の促進の役割を負う都道府県が、産業政策を講ずる中で築いてきた中小企業等とのつながりを活かし、現状その進捗に課題のある中小企業等の脱炭素化の取組を行うことや、連携中枢都市圏における市町村間の水平連携等により、広域的な地域エネルギー会社を活用して取組を進めることなどが考えられるか。

鳥獣被害対策

- 鳥獣被害対策の担い手育成・確保や集落での被害対策への支援は、専門的知識や経験が必要な一方、定期的な指導や年数回の研修の実施など、地域に常駐することまでは求められないため、こうした業務は都道府県による広域的な実施が適当か。
- 他方で、具体の被害対策の実施や鳥獣出没時の対応などは、集落、狩猟関係団体や農家・JA等との継続的かつ緊密な連携が必要となるため、引き続き市町村が行うことが適当か。他方で、市町村をまたぐ林の中の繁殖場所での捕獲等の広域的な捕獲については、都道府県が実施又は市町村による実施を支援することが適当か。